

# 監獄雜誌

第五卷第八号

## 目 録

|          |                                                                                            |                                               |                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|
| ● 論説     | 格氏監獄學講義(第三回)                                                                               | 八木秀太郎 譯                                       | (一頁)             |
| ● 感      | 幼年囚の作業に就て                                                                                  | 浪 康 著                                         | (一頁)             |
| ● 海外通信   | 北米合衆國監獄大會議<br>北米合衆國の諸監獄觀察に關する通信                                                            | 在米國 薇 峰 推 夫                                   | (十四頁)            |
| ● 問答     | 下田直亮君に答ふ                                                                                   | 浪 華 著                                         | (十七頁)            |
| ● 統計     | 書記看守長廳醫部定員及俸給比較表                                                                           |                                               | (十九頁)            |
| ● 雜錄     | 出獄人保護會社に就て<br>德川氏刑論 (承前)<br>常設出役所詰の吏員は出張と看做す(きや)<br>屏禁中免役日に就て<br>監獄學批評<br>小河滋次郎氏著監獄學に對する短評 | 靜 陵 著<br>愛 一 著<br>注 山 著<br>讀 生 著              | (二十二頁)<br>(四十頁)  |
| ● 通信     | 寄書 數十件                                                                                     |                                               | (四十頁)            |
| ● 雜報     | 紀律と服裝及貨物與品に付て<br>作業書記の職務も亦た難い哉<br>刑注附則第三四條の通算の文字に就て<br>死亡囚の領置貨物處分方に付對見を述ふ                  | 大 阪 著<br>洋 芳 著<br>金 山 著<br>生 生 著<br>南 筑 造 偶 生 | (四十一頁)<br>(四十六頁) |
| ● 監獄學報   | 數十件                                                                                        |                                               | (五十六頁)           |
| ● 教誨     | 數十件                                                                                        |                                               | (五十八頁)           |
| ● 教誨師に就て |                                                                                            | 青 山 隱 士                                       | (五十八頁)           |

警察監獄學會發兌

# 會告

本會出版監獄學再版ニ就テハ豫約期限内即來ル九  
月二十日迄ニ於テ御申込ノ向ニ限リ該豫約價ハ初版  
再版ヲ通算シ御需用ニ應スヘク假令ハ一署内初版ニ  
於テ五拾部再版ニ於テ五拾一部御採用被下候時ハ都  
合一百一部以上ノ豫約價金壹圓四拾錢ノ割ヲ以テ御  
支拂被下度最モ初版代金完了ノ向並ニ書林委托ノ個  
所ハ別ニ拂戻シハ爲サ、ルヘシ此段特ニ廣告ス

今回再版セシ監獄學ハ部數ニ依リ豫約價遞減法モ有  
之候處本會雜誌代金取纏等ニ就キ平素御盡力相  
願候諸君ニハ特ニ豫約價ノ半額(運送費共)ヲ以テ御需  
用ニ應スヘク候間無御遠慮御申越被下度此段廣告ス

明治廿七年八月

出版主任 磯村 兌 貞

## 監獄學再版廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字  
司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文  
神 奈 川 縣 知 事 中 野 健 明 君 序 文  
靜 岡 縣 知 事 小 松 原 英 太 郎 君 序 文  
神 奈 川 縣 典 獄 小 河 滋 次 郎 君 編 著

内務省警保局長 小野田元熙君序文  
帝國大學法學博士 穗積陳重君序文  
教授法學博士 都筑馨六君序文  
内務省土木局長 久米金彌君序文  
參事官文學士

## 監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なるクローチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルク其他刑獄に關係ある内外諸大家の著書を參照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關する事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛撃する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取る」と多く「力を用ふること勤めたり」と謂ふへ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執掌せらるる所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんことを要す

本書ハ司獄官、裁判官、警察官、議員及獄務改良に熱心なる當局者並に民間有志諸君の好評を博し就中各府縣の多數は獄務有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたるを以て初版數千部は忽ち豫約濟となり尙續々申込あるを以て直に再版に付せり有志諸君希くは一本を備へ愛重せられんことを

# ○監獄學再版豫約法

●定價金壹圓九拾錢  
●豫約割引法

豫約實價五部以下

六部以上二拾部以下 金壹圓六拾錢

二拾一部以上五拾部以下 金壹圓五拾五錢

五拾一部以上百部以下 金壹圓五拾錢

百一部以上二百部以下 金壹圓四拾五錢

二百部以上 金壹圓四拾錢

●運送費 一部 金壹圓三拾五錢

●小包金拾五錢 一部 金壹圓三拾五錢

●製本及體裁 數 一千〇七十二頁

●見本の通 總色クロース金字入美本

●豫約期限

本年九月二十日限とす  
右期限後の申込は定價に復するは勿論印刷部數に限りあるを以て需用に應せざるあるへし  
豫約申込は官衙名若くは上等司獄官及本會集金主任官の内二名以上を以て下の書式に依り申込ありたし

## 監獄學目次

### 第一篇 總論

#### 第一章 監獄ノ沿革

第一節 古代○第二節中古○第三節監獄改良ノ開始○第四節近世及各國ニ於ケル獄制改良ノ現況  
○第五節日本帝國ニ於ケル近世獄制改良ノ沿革

#### 第二章 犯罪及刑罰

第一節 犯罪者○第二節犯罪○第三節刑罰○第四節刑罰ノ種類○第五節自由刑ノ種類○第六節附加刑○第七節財產刑○第八節名譽刑

#### 第三章 行刑法

第一節 雜居制○第二節分房制○第三節階級制○第四節假出獄

#### 第四章 犯罪ノ豫防

第一節 出獄人保護事業○第二節救貧及教育事業○第三節警察

#### 第五章 監獄構造法

第一節 總論○第二節監獄構造ニ關スル一般ノ原則○第三節分房制大監獄ノ構造○第四節監房ノ構造○第五節拘留置監○第六節留置場○第七節懲治場○第八節結論

#### 第六章 監獄管理法

第一節 監獄ノ定義及其種類○第二節中央監獄及地方監獄附屬監獄費國庫支辨ノ理由○第三節監獄官吏○第四節官吏採用法○第五節看守教習法○第六節俸給及給助○第七節監獄官吏ノ職務○第八節監獄官吏ノ一般義務(甲)服務紀律(乙)服制(丙)懲戒○第九節精勤證書及休暇

#### 第七章 監督權ノ所在

第一節 最上監督權ノ所在○第二節直接監督權ノ所在

#### 第八章 收監ノ手續

第一節 收監ノ手續(甲)收監ノ要件(乙)收監拒絕ノ理由○第二節收監者取扱手續

### 豫約申込證

小河滋次郎氏著述

幾部

右豫約廣告に基き當署員協議の上前編の部收發豫約條條製本出來次第送本可有之然る上は代金並運送費合計幾千は(本月内一時)來る何月より向三ヶ月賦として)送金可致且代金完了せざる内購讀員轉等有之候共發行人に損失相掛申聞敷此段申入候也  
年月日

何府縣 何官衙印

同何官衙 某某印

警察監獄學會 東京支會出版部宛

### ●送本

豫約申込の順序に依り本年九月下旬製本出來次第直に送本すへし  
送本は専ら鐵道便、汽船便又は通運早速使に依ると雖ども部數僅少の個所若くは特に郵送を希望せらるゝ向は其請に應し特に郵便に附す

### ●送金

銀行郵便爲換の内を以本會東京支會へ送金せられ郵便爲換は東京四谷局へ振込ありたし  
五部以上は同十月十一日、本年九月十月十一月の三ヶ月に六部の三分一宛を送金せられたし  
豫約期限内即來る九月中に全額送金の向は特に運送費は本會に於て支辨すへし  
又月賦金運送の節は本價の一割増を請求すへし  
明治廿七年八月

東京市四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會

出版部

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 第三章    | 戒護官吏勤務法                              |
| 第四章    | 遇囚法                                  |
| 第五章    | 懲罰                                   |
| 第六章    | 賞譽                                   |
| 第七章    | 書信及接見                                |
| 第八章    | 監房訪問                                 |
| 第九章    | 釋放                                   |
| 第十章    | 作業                                   |
| 第十一章   | 給與                                   |
| 第十二章   | 衛生                                   |
| 第十三章   | 會計                                   |
| 第十四章   | 教誨                                   |
| 第十五章   | 教育                                   |
| 第十六章   | 書籍                                   |
| 第十七章   | 監獄統計                                 |
| 第十八章   | 補遺                                   |
| 第一節    | 女監取締ノ職務○第二節押丁ノ職務○第三節授業手ノ職務○第四節用達契約事項 |
| 監獄學目次終 |                                      |

監獄雜誌第五卷第八號



## 監獄學目次終

## 監獄雜誌第五卷第八號

## 論說

## ● 格氏監獄學講義 (第三回)

## 第二章 刑と處刑手段

## 第四條 刑の起原と目的

八木秀太郎譯

「一」秩序ある社會は自ら成立を廢せんと欲するにあらざるよりは其法紀の破壊せらるゝを忍ぶ能はず亂行ある個人をして法紀の下に屈從せしめざるへからず是之を刑と爲す(原註本書に於てはモーセス及ブラト)以降現今に至る迄未決する所あらざる刑の學理(絶對的か相對的か將た折衷か)を詳論すべきにあらざるれども事理を轉倒し又は不明瞭なる理論の爲には行刑上不祥なる紛雜を生じ法紀の安全を危害すること少からず且刑の起原及目的を明にするにあらざれば行刑の組織をして適實ならしむへからざるを以て試みに左に刑法學上の原則にして採て以て行刑の基礎を定むるに足るべきものを摘載すへし要するに乾燥無味なる恐嚇主義は之を排斥せざるへからず何者歴史の證明する所に由れば該主義は全く失敗し其再興の望毫もあらざればなり次て刑は刑の爲めにのみ全獨存するものと做し行刑とは何等の關連なしと云ふ主義も排斥せざるへからず又懺悔主義も排斥せざるへからず固より法學は數學と同く明瞭なる理義及解説を以て之を

講究すべきものなるに該主義は不明瞭なる理義を提て法學社會に立たんとするものなり知らずや其本宗たる神學さへも此の如き不明瞭なる理義を以て還爲すなきを)

刑の起原を繹るに違法者を退治せんとして深人の心裡より自然的の勢力を以て發し來る所の志望に外ならざるや疑なし而してフオンパールハ此刑の自然的起原を指て適切にも道德上の不認諾と稱せり(原註此自然的勢力は道德上の憤慨と稱するを或は一層適切とすへし刑字の意義は本來標準とすへき一物體又規則と比較し尋て一面には不認諾を表し、一面には改正、整理するを云ふ刑字と同原にして木材の屈曲を正す寫本を原本に依て校正す等の文字あり又フオンリストも此刑の自然的起原を唱道して云ふ刑は非社會的、行爲に對する、社會的、反動なりと但氏は刑の道德上の根基に言及せず然るに斯理義こそ處刑の手段及行刑の組織に頗る重要なるへけれ又ベルチルの所謂恢復、復、的、満足にも此刑の自然的道德の起原を包含せり)而て刑の目的は要するに法紀を防衛し依て社會の生存をして安全ならしむるに外ならざるべきなり

(二) 道德上の憤慨如何して違法者に對し發表するやは開化の程度に従て不同なり其程度低ければ無尺度且無目的の復讐に過ぎす其程度高きに至れば法律を以て制限し犯罪に比例して尺度を設けたる所の國家の刑罰となるなり

夫刑に處すへしとのことは道德上の必要ありて存す刑を如何にすへきやに至ては開化の發達に従て一定なるへからず而して開化の程度は刑法處刑手段及行刑の實際に於ける道德的基本を觀察しても亦能く之を測知すへきなり

### 第五條 處刑手段

「(一) 刑は違法者に對して設るものなること論を須たす何人たりとも國家の法紀を破壊するものは國家の威力に由て或は減却せられ或は法治共同體より隔離せられ或は法紀の下に屈從せしめられ或は損害の賠償を科せられ以て國家の威力は犯罪的個人より強盛なることを表明するものなり故に處刑手段としては死あり追放あり自由剝奪あり財産褫奪あり其他無尺度無目的なりし復讐の遺物なる身體を損傷すへき殘刻の體刑を存せり就中管刑は猶今世紀に至るまで保有せられたり(譯註英國に於ては付加刑として之を存せり)

國力仍は微弱なるか又は内外の混亂に由て減損するときは國家の安寧上特に危險なる犯罪人を死刑に由て減却するか或は追放に由て法治共同體より隔離するを必要なりとす國家の法紀愈々堅牢とあり國力は犯罪的個人の能力若くは犯罪的横行に團結せる黨類に對して愈々強盛とあるときは死刑を必要とすること愈々鮮少となるなり故に死刑は新開明諸國の立法より或は全然消滅し或は復實用せらるることなきに至り若又法律にも存在し實際にも應用せらるることとも眞に希有にして今や主刑としては之に指を屈するに足らざるに至れり(原註例之荷蘭國は死刑を全廢し白耳義國は之を實用することなし開明國に在て死刑の通用を希圖するは宛然國家の威力を犯罪的個人に對比して輕視するものなり又刑事的經濟の目的は處刑上生命及勞作を犧牲に供すること最少くして刑罰の效用最大なるにありとの刑法上の格言にも抵牾するなり)

國際法の保護ある各國平和の交通は甲國の犯罪人を乙國に追放することを禁せり是を以てか追放の刑も亦存立すること能はざるなり(原註耶蘇教會に關する法律には放逐の名稱を以て存留せり又謫刑は行刑の一

形式のみ)

道德進歩するに従て殘刻なる體刑も亦其跡を止めず況や肢體を損傷するものをや。是行刑者及被刑者の心術をして粗暴野卑ならしむるの作用あること甚く由て刑の道德的起因と合一せざるを以てなり。是故に體刑最後の遺物たる笞刑を厭ふ所以のものは單に美學的不快なるのみならず道德的悚然たる者あるにあり。此に至て殘存する所の主刑は自由刑と財産刑との二者に過ぎず。斯兩刑は共に威力洪大なる國家の無力ある個人に對して應用する所の強制を含有す。就中自由刑に在ては國家個人を強制して法律の下に屈服せしめ財産刑に在ては國家個人を強制して其損害を生じし由て之を補償せざるへからすとの知覺を惹起せしむるなり。

〔二〕凡そ法紀に違犯するは國家團體の各個分子に付與しある所の人身上の自由を濫用するものなり。是を以て違法者の自由を褫奪するは洵に其所なりとす。即違法者を實罰するに其犯したる所の者を以てす。(原註是高尙且廣博なる意義の報復なりと謂ふへし)就中犯罪並犯人の法紀に波及する危害の程度に従て自由を褫奪するに多少の差あり。何人たりとも顯然自由を濫用して違法を作るときは其輕重並其人物の危險の程度に従て自由を失却せざるへからすとの觀念は公安の感覺を一般に喚起し且違法を企圖せんと欲する者に對し其思慮辨別能力あらんには之を防遏するの效用あり。(原註此恐嚇は刑の道德的基本に乖くところなかるへし)近時復盛行するに至たる恐嚇主義は違法者をして慘憺且流血淋漓たる悲劇を演せしめ諸人の眼前に諫止的恐嚇的の殷鑑を觀示するものとして諸刑就中自由刑をも組織せんとするものなれば刑の道德的基本を忽れり。刑の道德的基本は原來違法者たりとも人の品位を失はしめず而して刑をして未開時代の無尺度なりし復讐に還元せしむるか如きことを要求するものなり。自由刑は自由を檢束すること嚴正且公平ならざるへからす而して被刑者をして之を強制なり國家の威力に屈服するものなりと銘肝せしめざるへからす之に由て國家の全能に對しては自個の無力なることを知覺するに至るを要す。處刑者の刑苦は此嚴正なる強制に存す其範圍を逸するときは皆粗暴なる虐待にして刑の道德的基本に乖戾するや言を須たさるなり。而して自由刑は此外に國民として其自由を正當に應用するの道を習得せず或は忘却したる所の違法者を教育して自由の正當なる應用を習得せしむるの組織なるを要す。(原註プラトー及アリストテレスは此刑の教育的分子を唱道せり若し學問實際とも之を保守したらんには刑法界に於ける幾多の迷誤と幾多の不成蹟とを節し得たらんものを惜哉)是故に自由刑實行の基礎は違法者をして國家の威嚴に屈從せしめ且國家の秩序の範圍内に於て正當に自由を應用することに之を教育するにあり。(原註此原則は情火過激兇惡過甚又は意思過弱なるか故に法紀の遵守を期すへからざる所の違法者に終身自由刑を科することを除外せざるなり)

#### 第六條 自由刑の種類

〔一〕違法は其破壊する所の秩序の張弛並其發現する所の犯罪的意思に従て輕重あり。國家の生存に危險なること多少の別あり。刑は之に相應せざるへからす而して最完全なる刑制は違法及犯罪意思の千差萬別に適合するものなり。自由刑の長短に係る等差は幾無限にして一日より終身に至る尋て又輕重に由て種々の名目を付し以て自由刑に等差を置くことを試みたるものあり。曰く鎖刑(徒刑)懲役禁錮禁獄拘留と然るに此等の等別は自由刑の苦痛を加ふるに刑の道德的基本と乖戾する所の體刑、錠鎖及鐵丸の付着、減食、出入監時及犯罪年

回日の鞭撻、石灰山鉛坑等に於ての健康及生命を危害する役業を以てし又は之に添加するに榮譽刑（公權剝奪）を以てするを欲せざるときは實地に行はれざることを經驗せり所詮自由刑は強制役業を付する所の自由剝奪と強制役業を付せざる所の自由剝奪との二大種別に外ならざるなり（原註刑法愈々幼穉なれば刑の種類愈々難駁にして學問愈々進歩すれば刑も亦愈々簡單となるなり）

（二）獨逸刑法は懲役禁錮城寨刑拘留の四種を採用せりと雖も之を詳説するときは行刑の實際に於て單に二種に過ぎず一方には懲役と禁錮と合して一個の刑種たり他方には城寨刑と拘留と合して亦一個の刑種たるなり

刑法第十五條に據れば懲役は其處刑者をして行刑獄に於て現に設置の作業に服せしむるものとす又同第十六條に據れば禁錮刑は其處刑者をして禁錮獄に於て人々の性能及關係に相應する作業を執らしむることを得べく而して其請求に由て此の如き作業せしむるものとす此二種の處刑者に對して強制役業の成立するや疑を容れず二者とも行刑獄若くは禁錮獄に設置の作業に限り而も畢竟獄署に於て作業を供し得る限り就役せしむることを得へし若し課すべき作業なきときは譬令法律の趣旨に據て禁錮者も其性能及關係に相應する作業を執らしむべきものなりと雖も二者とも徒然座食せしむるの外あらざるなり又懲役處刑者をも事を解する獄署ならんには亦其性能及關係に相應する作業を科することなるへし裁縫工を鐵砧に又は靴工を鉋匠に又は高等の教育ある者を汚水渠の洗滌に使役するか如きは決して之なきことなるへし又禁錮處刑者たる音樂師をして設令刑法第十六條に據て請求するとも風琴を弄せしむることあらざるへし

又懲役處刑者は本人の承諾なく獄外の作業に使役するを得べく禁錮處刑者は承諾を要するの一事も亦二者の區別とはならざるなり禁錮刑若くは懲役刑に處せられたる者の百中九十迄は獄外の役業を見て以て特別の恩恵と做すへし何者外役は自由刑の嚴正を幾全然沒了すればなり由て彼等の承諾せんことは萬一にも疑あることなし而して是故に事理に通ずる獄署に在ては法律上妨なき處の外役なれども全體に之を廢棄し若くは甚之を制限することなるへし

是に至て所剩の區別は行刑の場所を殊別にし一は行刑獄と稱し他は禁錮獄と稱するの一事のみ然り而して此區別も亦獨逸國の大部分殊に諸小國に在ては消滅せざるへからず何者毎刑種完全なる監獄を設置し相應なる官吏を具備して維持すること能はされはな●故に兩刑とも同一の監獄に於て之を實行せり而して法律上の形式に應ずる爲めか二個の翼舎に於てして一は行刑獄と榜記し他は禁錮獄と榜記するか如きあるを見るなり此兩刑の法律上の區別は行刑上單に紙面に印するのみ（原註懲役禁錮を同一監獄に於て實行するの例はプレーメンのオルスハウゼン、ハムブルヒのフルスブテール、リュベック、オルデンブルヒのウエヒタ、ブラウンシュワイヒのウオルフエンブテール、アンハルトのコスウヰヒ、ダルムスタットのマリエンシュロス、女監、バーデンのブルッフザール地方監獄、ウウルテムベルヒのハイルブロン、バイエルンのニールンベルヒ、普魯士のキヨルンウエールハイデンプレスラウハメルン等ナリトス法學者間に於て此實際を見て法律に違背し且法紀心を攪擾するものとして痛く非難する者あり然れども司法官に於て未決囚と已決囚（禁錮囚輕重拘留囚）就中最好惡なる重犯竊盜賣淫媒合乞丐流浪賣淫の如きとを一監獄ニ拘禁し甚きは必



しも相別異せざるを怪はざる間は此懲役と禁錮との混同に就て驚愕するの理由毫もあらざるなり立法者は聯邦各國に獨立を存する間は獨逸國に於て懲役囚と禁錮囚との絶對的別異の實行すへからざるを知了せしならん而して此迂路を取て各國の獨立を廢除せんと欲するか如きは夢想たも及はざる所なり

〔二〕城塞刑及拘留の著く懲役及禁錮と相異なるは強制役業の缺如するに由れり然れども其二者の間には著く區別なし獨逸刑法第十七條に據れば城塞刑は四人の自由を剝奪して作業及生活方を監督するものとし同第十八條に據れば拘留刑は單に自由を剝奪するものとす今試に思へ行刑の實際拘留囚の生活方及作業を監督することなく且監獄の秩序を以て檢束することなきを得らるへきや拘留囚には其欲する所に從て接見を許し又は監房に於て遊戲會飲するか如きを許し又は其欲する所に從て作業せしむることを得らるへきや若し音樂師にして風琴を携へ化學者にして蒸餾器を携へ又は機械職人にして機臺を携へ入來せは如何是故に此區別も亦其效なし加之懲役と禁錮との間には場所に就て名義のみなりとも區別あるに反して拘留と城塞刑との間には此場所の區別さへもあらざるなり其故は城塞刑に就ては城塞若くは他の一定の場所に於て實行するの規定あり拘留に就ては毫も其實行場所を明示せされは兩刑を同一監獄に於て實行し決闘者をも流氓者をも同一の監獄に繋留すればとて監房さへ別異すれば法律上何の妨けあらされはなり

然るに刑法第三百六十二條の規定は此區別を全然消滅するものなり同條に據れば一定の違警罪に依て拘留に處せられたる者は其性能及關係に相應する獄内の作業並外人と離隔するに於ては獄外の作業にも使役し得へしとなり是に由て第十八條の釋義を以て最判明に懲役及禁錮と區別したる所の拘留を半懲役半禁錮に變成したるものと謂ふへきなり刑法は各刑種の區別を排除する上に於て一層其歩武を進て城塞刑を以て重經罪共通の刑となせり又榮譽刑及警察監視は懲役禁錮ともに之を付加し得らるへきなり (未完)

## ● 處 感

懷 慨 生

監獄の改良は官民共に之を是認し今や社會の一論題となれり獄事の爲め賀せざるを得ざるなり然れども監獄の改良とは果して如何なることを意味する歟其方法手段は如何と問へは答ふることなく漠然として捕風捉雲の憾なき能はず、或は曰く犯罪を防遏し罪囚を歸善せしむるにありと、然るに其方法手段に至ては敢て明示することなし、如此にして監獄の改良を唱導す一に空論に屬し、焉んそ其効果を收むるを得ん若し夫れ監獄改良の目的を達せんと欲せば、先づ監房其ものを改造して以て分房制となし、吏員其ものを選択して以て其人を得、而して後始めて行刑の摯實を望み得べくして監獄の改良行はるへし、我か帝國には分房の制未だ普及せず隨て罪惡防制の本立ずして再犯者の數年に月に多きを致し、又世人は監獄を舊時の牢屋視して未だ昔日の迷想を脱却せず、在朝者も亦兎角に之を度外視する實況なしとせず試に現時に於ける監獄官の地位俸給等を見よ其責任の重大にして其職務の繁密なるにも拘はらず地位と俸給とは其報に適當せずして低少に過くるにあらずや是を以て有爲の士は監獄官たるを屑しとせずして之を避くるの傾向あり政府の之に任用するも亦他の吏員に於けるか加く深く意を用ひず動もすれば官吏の掃き溜めと誤認するか如き事實あるとは監獄を卑下するに至る一大原因たらずんばあらず是れ我か監獄に於ける現況にして監獄

改良の一大障礙なりと云ふを憚らず此障礙にして打破除却するを得されは如何に監獄の改良を熱望唱導するも其目的は決して貫徹するを得ざるなり

又我が國未だ模範監獄の設なし歐米文明國に於ては此設あらざるはなし佛及白耳義の中央監獄、英の「ペントンビル」獄、獨の「マービット」獄、北米合衆國「フワデルヒア」獄、「アウバルン」獄の如き即ち是れなり是等は皆、國內各監獄の模範となり皆に諸般の扱を齊一ならしめたるのみならず改良進歩の軌道を普及全通せしめ其獄事に裨益を與へしこと實に渺からずとす、今や我が監獄事業も大に改良發達を要す昔に日に之か方法手段を論說するも其効薄し、實物を以て獎勵誘導せば其成績多きを得るや必然なり所謂百聞一見に若かずとの古諺に由る須らく中央に模範監獄を設け以て監獄改良の根本を實地に示して之れに則らしめ我が監獄の改良發達を促進するの捷徑を取らざるへからず已に東京集治監は煉化石を以て其監房を改築し全國無比の構造なりと聞く、取て以て模範監獄となすへし又東京集治監に向ては「請自隗始焉」の遍額を掲げ己れ自ら斯道の先覺者を以て任し進んで模範監獄たるに恥ぢざる位地に立ち大に斯道の爲めに盡碎されんことを切望せざるを得ず

終に臨んで一言す近時説を爲す者あり曰く典獄の地位を高等官に進められたるを以て過分となし監獄事務の整理改良せざるは一に此昇任にありと、嗚呼何等の戲言をや、果して高等官たるか爲めに事務擧らすと云ふを得は何る典獄のみに限らんや書記官參事官局長知事皆高等官たらしめざるを要す豈此の加き理あらんや凡る事物の改良整理は法其ものにあらすして之か活用に任する當局者其人を得ると否とにあり而して其人を得んと欲せば之を厚遇し必ず之に相當せる地位と報酬とを與へざるへからず三尺の童兒と雖尙は能く之を知る、吾人は斷言す如此大言壯語を放ちて自ら快しと爲す者は監獄の改良進歩を望まずして却て其退歩を期するものたることを説あらは敢て明示を待つ

### ●幼年囚の作業に就て

浪 華 生

幼年囚の作業は如何なる役業を以て適當とするやに就ては我當局者の間に於ても未だ一定の議論なきか如し左れば幼年囚の作業撰擇に付當局者は最も注意を要す凡そ犯罪とし云へば(其慣習犯者を除き)多くは平素廉耻心に乏しき無職漢の間に其大部を占めつゝあるか如し就中丁年以下の幼年囚に在ては悉く皆、無教育に原因し一定の生業もなく所謂勞せずして逸を需むるに其嫩芽を發し狗鼠盜又は拘摸拐帶等に始まり監獄の門を潜くるの度數を重ねると共に犯罪の種屬も次第に増進し遂に竊盜又は強盜等所謂慣習的犯者となり犯罪を以て常業とし兇惡大惡に終るか如し其他之を除きては幼年囚の重罪とし云へば概ね無智文盲の致す所是非善惡を辨別するの思慮に乏しく或は他人の使喚する所となり或は小故細事にも尙且つ之れか憤怒を漏さんとし彼の最も恐るべき放火罪を犯すに至るか如き幼年犯者の通性なるか如し是れ即ち放火犯の彼の幼年囚に其多きを占むる所以なり

目下何れの監獄に於ても幼年囚の多くは其犯罪の原因以上二個の外に出てざるものゝ如し右の内初犯者及偶發的犯罪(即ち犯罪の初級)者に在つては所謂病ひ膏肓(慣習的犯罪)に入らざる以前即ち初めて監獄の門

を入りしとき監獄は教育に教誨に將た作業に依て以て充分之を醫治矯正するを得は彼等の爲め至大の幸福と云ふべきなり教育の事は予輩茲に云ふを要せず予輩か我か獄務當局者と共に充分研究を遂げんとするは幼年囚には如何なる作業を科し彼れ疾患の未だ甚大ならざるに之を救正し幼年犯罪者の再犯を豫防せんやとの事はなり

從來幼年囚の作業を論する者の説に曰く幼年囚の作業は監獄附近の耕作場に於て農作に従事せしむるを以て最も恰當せりとなせるものゝ如し予輩此耕作業敢て不可なりと云ふにあらずと雖も耕作業を以て幼年囚無上の作業なりとは未だ遽かに斷定する能はざるのみならず却て逃走心を誘導するの恐れなきや將た彼れ幼年囚に定業を授くるの上より見るも彼の耕作業は果して彼等をして終生間の生業となすに足るやを疑ふものなり以下に於て予輩聊か臆見を陳へんとす

幼年囚の作業は體力發達(耕作業等の類)上に適する者のみを目的とせず寧ろ智能の發達を助成せしむる種類の作業を良とす智能の發達を助成する種類に屬する作業とは如何なる役業を指すやと云ふに秩序ある寧ろ生業に就くに最も近邇せる職業を最良とすへし假令は靴工の如き鍛冶工の如き將た抄紙工の如き指物の如き最も需用多き性質の工業に習熟せしむるの注意あるを以て肝要とす現今我國に於ける幼年囚には如何なる業を採らしむるやを觀察するに幼年囚の作業に就ては餘り意を用ゐざるものゝ如し其業は概ね輕易なる手工に屬するもの多く麻糸紬、糸繰、下駄鼻緒、燐寸軸業の如き、作業と云へば云ふものゝ其形式に背かざる位に過ぎざるか如きは最も予輩の採らざる所なり彼等幼年囚は實に憐むべき社會の境遇に立てるものと

云ふへし何んとなれば之に教育を授け畫陶の宜しきを得るあらは他日有望の者あるや必せり然れども身、不幸の家に生成し衣食全からず秩序ある家庭及び学校教育を受けたることなく父母の家に在るの日も他の同情輩と共に或は犬を戰はし又人に嘯し其他在りと在らざる惡戯を以て村落市街を横行跋扈し他人の之を制止するあるも敢て或は改むることを爲さず果ては隣保鄉黨の指彈する所となり遂に身を置くに所なく衣食するに資なく知らず識らず狗鼠と一般なる小盜を爲すに至る又た之れより一步退きたる痴呆漢に在つては遂に路頭に彷徨し他人に食を乞ふか如き其第二に屬するものなり右等の者に對しては體力の發達素より必要ならざるにあらずと雖も勞して食するの習慣を養成する間に於て一面普通教育を授け一面職工徒弟たるに差支なき迄も或る工業の一斑をだに習得せしむることを得は彼幼年者の心中自ら進んで工業上の智能を啓發し普通一人前の職工に迄進歩せんとする所謂希望を懷かしめんと當局者の操縦重きを得たる者なりと信す彼れ幼年囚は其惡念の増長の迅速なるが如く又善事にも薰陶せられ易きものなること素より疑を容れざる所なり希くは彼等をして天稟の善性を充分發達せしめ天真爛熳として俯仰天地に愧ぢざる社會有用の人間たらしむること又監獄官其人の責任に屬すべければ彼の幼年囚に對しては其丁年以上の者に對するより慎重なる注意を以て彼等を薰化せられんとこそ望ましかれ斯く云ふは難者或は云はん幼年囚は監房工場共に丁年囚と異にせざるへからず故に假令前に列記するが如き將來生業の道を得易き役業を執らしめんとするも僅々たる幼年囚の爲め特別に材料器具等を備へざるへからず取扱上の煩雜なるを如何せんやと成程取扱上の煩雜は到底之を免るへからずと雖も作業の性質既に或る目的(即ち懲戒に兼ねて役業に嫻はし

め出獄後就業の途を得せしめんと意なり)を達せしめんと旨趣に出づる者なれば當局者取扱上の便不  
便何かあらん強て煩雜を名とせんか寧ろ徒手空坐せしむるの優れるに如かざるなり然れども僅々たる數名  
の幼年囚の爲め而已に或る作業を特設せよとは云はず凡る何れの監獄に於ても前例の如き種類の作業は之  
を丁年以上の男囚作業に設置せざるはなかるべし左れば其材料器械を流用して幼年囚の作業に使用せしむ  
る何程の煩雜をか加へん是等は畢竟當局者の口實とする理由に過ぎざるべし難者又云はん假令丁年男囚の  
材料器械を兼用する尙可なりとするも斯る未丁年者に教授するに誰れか其任に膺るものかあると是れ眞に  
杞憂のみ相當授業者のあるあり何すれそ丁年囚の教授を須たんとや此場合に丁年囚の授業者をして幼年囚工  
場をも兼ねしめは又妙ならん

要之に予輩と雖も幼年囚作業に付き斬新なる考案あるにあらず從て貴重なる紙面を汚すの價值なしと雖も之  
を彼の易々たる手業を執らしめんより彼等が將來に就業の希望ある各種の作業を撰んで之に就かしめ將來  
發達すべき智能をして此工業の範圍外に逸出せしめざるの方針を以てせられんことを我當局者に望むこと  
切なり世の識者幸に叱正の勞を垂れらるゝあらば予輩の幸福之に過ぎたるはなし

## 海外通信

### ●北米合衆國監獄大會議

るものなり、本年も例によりて去る六月下旬ミチッ  
タ州セントポール市に於て開設せられたり、該會の  
目的を尋ねるに三ツあり、

第一、犯罪及犯罪者に關する法律の改良、

第二、監獄(Penitentiary)感化院(house of Correction)感  
化的監獄(Reformatory)の改良進歩及此等に  
關する治獄法と獄則の改全を期すること、

第三、出獄人保護、

此の三大目的を討議、協議、事苟も治獄の妨害たるへ  
きことあらば、官と民との別なく、監獄大會の名稱を  
以て運動するなり、嘗に相集りて、協議討論するのみ  
ならず、其結果は獄事進歩の大道に妨害するものあ  
れば事の大小を問はず、銳意熱衷之が改良を謀るな  
り、以是該會は過去二十年間北米合衆國監獄歴史の  
上に非常の功績を顯はしたり、

會合する人の種類は官吏のみならず、苟も此業に熱  
心するものは相寄りて、平素貯へたる思想を、文章、  
演説を以て發表するなり、故に一は以て官民苟も斯  
業に熱心する者は互に相親睦することを得、二は以て  
智識の交換をなし、更に進んで斯業の發達進歩を來  
すなり、吾人は該會のあることを數年前聞きしを以

在米國 薇峰 撫夫

抑も本會の成立を尋ねるに今より廿年前故の博士イ  
ー、シー、ワインズ氏の盡力によりて設立せられ、爾後  
引續きて毎年順次、米國有名の都會にて會合協議す

て、吾國にも早く此種の會合あらんことを望みしと  
雖、時運の進歩は未だ吾人の希望を許さざりき、願  
くは吾國にも嘗に一種類の典獄會議とか、教誨師會  
議とかに非ずして、大日本監獄大會同の開かれんと  
を希望するなり、然らば會同の節典獄は典獄、教誨師  
は教誨師、慈善家は慈善家の小集會を更に開設する  
の便宜あればなり、時運の要求は今や斯願望を吾日  
本監獄界に求めつゝある者の如し、嗚呼敬愛する我  
黨の士よ奮つて此種の會同を開設せよ、然らば其結  
果は吾人の想像し能はざるはとざるを信するなり、  
因に記す、當監長及び教誨師は該會に於て論文を  
朗讀せり、監長スコット君は作業問題教誨師パツ  
ト君は將來の教誨師でふ題なりき、右何れも有  
益の論文なれば、閑を得て譯載せんと欲す、

●左の書翰は余當米國に着するや否、斯業の先輩  
なる「エルマイラ」感化的監獄典獄ブロックウエ  
ー氏へ書翰を發して質問したる返書なり、質問  
の大意は北米合衆國の諸監獄を研究視察するに  
は如何にせば可ならんかとの趣旨なりき、ブ氏  
は懇切なる返書を余に送られたれば、其梗概を



譯して記者足下に送る、記者足下幸に餘白を借すや否、  
拜啓仕候本月六日御認の御書狀正に落手拜誦仕候、御尋の件御參考まで御答へ申上候、而本書と同時に當監獄一千八百九十三年の年報及刑學上の小冊子并に當監獄則御送り申上置候間慥に御落手相成ることと奉存候

目今貴君が、コンコルド監獄にて御研究相成り候ことは當米國進歩的感化監獄を研究するには最も好位置と奉存候、「コンコルド」監獄と當監獄とは四人の種類稍々相異り申居候、其差違を申さは、「コンコルド」監獄は多くは輕罪犯者にして當監獄よりは四人の年齢年長者多く有之申候、而「コンコルド」監獄の四人は多くは村落の者に候得共、當監獄は然らず、當監在監囚の百六十迄はニウヨーク、ブロッツクリン、其他の大都會より來りしものにて剩へ在監者の大半は重罪犯者にして、違警罪犯者は一人も無之候、若し貴君にして爾後「エルマイラ」に御來監相成り候得者「コンコルド」監獄と「エルマイラ」監獄との差違、即ち監獄の性質、管理法の差違に就きては充分の機會を與へて御視察に便ならしむ可く候、然れば

され居申候、而構造并に遇囚措置法等は最も整頓致し居候、同監獄の位置は、ペンシルベニア、アレガニ—に有之申候、此外ニウヨーク州にある舊諸監獄を御視察に相成り候事も利益有之可申候

尙又貴君の視察を完からしめんとなれば男囚と全く別離したる女囚獄、并に授職學校、懲治場、名稱は如何に異なり候も其實十六才以下の幼年者を拘禁致し候、諸監獄を御熟察相成り候事必要と奉存候

右幼年囚拘禁場にて最も有名なる者は吾ニウヨーク州にニク所有之申候、一はランダルズ、アイランド(ニウヨーク市に近き所)、二はローチエスターに御座候、ローチエスターの改良學校は處遇上及事務とのこととに關しては、米國中第一位を占むるものと存候、此事につきては正直に申さは小生は自己の實見より知りしにあらす候、其實昨年報告に與りたる年報書によりて調査したるものに候、遺憾く該監は(改良學校のこと)身体上、道德上の點に關して不完全の

ことと多々有之申候、マサチウセツの諸監獄に關してバット君詳く御申述に相成事と信じ候間茲には相省き申候先は貴酬迄草々不具

千八百九十四年六月九日

一目のものと其異同は瞭然たる可くと奉存候、而當監獄の門前は電氣瀛車并に市中往復の馬車等終始通行致し候故、エルマイラ町と當監獄は二十分若くは二十五分間に往來出來可申候、其故に貴君にして一週日を吾儕に御分與相成候得者(日曜日をかけて)當監獄の一般は充分御了得可相成と奉存候、而貴君にして御好相成候得者、「コンコルド」「エルマイラ」兩監獄御研究の後には二等下りたる重罪監獄即ち「シンシン」大監獄「オーホルン」州獄等は通常重罪監獄の標本に有之申候、此等を御視察に相成候得者米國雜居制監獄の標本として御報告相成り候も敢て妨けなしと信候、而所謂嚴正分房制と名けられたる「ライアルファイア」東監獄の御視察は最も肝要と存候、小生は貴君をして此種の監獄を誤解せしむることを好み不申候、此種の監獄はロンドン「ハワード」監獄協會の大に賛同以て模範監獄と致すものに候、而東監獄吏員諸氏も強く同組織の宜しきことを辨護致し居り申候、而西監獄の雜居制にして、所謂「ペンシルベニア、ブラン」と申す者に候、該監獄は「キアプテン、ライト」氏の管督に屬するものにて米國監獄協會の書記「ミリガン」氏即ち今の教誨師および大に補助

經育感化監獄典獄

マイ、アール、ブロッツクウエー

マサチウセツ州コンコルド

監獄に於て

留岡 幸助 殿

玉榻下

問 答

下田直亮君に答ふ

浪 華 生

下田直亮君なる論者あり監獄雜誌第五卷第四號に於て「茲に重禁錮數月の欠席判決を受けたる刑事被告人あり爾後餘罪發覺の爲め逮捕監禁せられ同時に該判決の通告を受けたるも其判決を正當なりとし故障期限を経盡し後數日を経て餘罪は免訴の言渡を受くる然るに拘留の令狀を發したるは欠席判決のあるか爲めにあらすして單に餘罪の存したるか故なり此場合に於ける刑期の起算點は何れの日よりすへきかとの」疑問を掲げ第一第二難者の説を擧げ君は第二難者の説に賛同を表せんとする者なりと云はれたり予輩不肖君の此説に付き不服なき能はず結局第一難

者の説の如く本犯刑期の起算點は欠席判決の告知を受けたる日よりすべきものなることを信ぜり左に聊か其理由を開陳せんとす

抑君は其説明の冒頭に於て刑事被告人に對し拘留狀を發するに少く共三個の條件中一の存在するを必要なりとする場合を列擧し本問の欠席判決に對しては此條件中一も存する者なきか故に拘留狀を發するの必要な者と思考したるのみならず單に餘罪審理上必要あるか爲めなり左れば刑罰の起算も餘罪免訴後上訴期限經過の當日より起算を始めざる可からず云々」と予輩君が刑事被告人に對し拘留狀を發するに必要なる場合を列擧せられたるは其果して本問に如何なる關係がある夫れ本問は重禁錮數月即禁錮以上の欠席判決を受けたる犯罪者にあらすや（善し未だ確定せずとも）既に禁錮以上の判決を受けたる者にして未だ拘留收監せられざる者ならんには檢事は相當の逮捕狀を發し此受刑者を監獄に拘禁するの手續を爲さざるへからざるや勿論なりとす尙ほ保釋は受刑の判決に由て當然取消されたる者なりと言ふか如し而して他日上訴中更に保釋を得其又は結果の如何は問ふ所にあらずなり左れば本問の逮捕監禁拘留（假令事由は異なりと雖も）せられつゝあり如之ならず欠席判決を通告したるものなれば其拘束を要すへきこと勿論なり既に拘留を受けつゝあり何んそ最初逮捕したる令狀の餘罪と否やを問ふを須むん又君は確定後は直ちに檢事は執行の指揮を爲さるへからず又一方に於ては四人の取扱をなさるへからず是れ誠に最もなる次第と云ふと雖も刑期の起算點は必ずしも執行と相伴ふものにあらす本人の利益

は餘罪の爲めなりと云ふと雖も其身既に身体の自由を拘束せられ加ふるに同時に欠席判決の通告を受けたるものなれば此通告と同時に前欠席判決に對しても收監拘禁せられたるものと云ふへきなり尙換言せば欠席判決の受刑者は通告に依て以て判決ありたることを知ると同時に法律は是に法律上の強力（即ち拘束力）を執行するを得へきこと素より當然なりとす而して最初逮捕の令狀の餘罪に係るに否やとは最早問ふを要せざるなり既に二個（餘罪審理の爲め、欠席判決の爲め）の必要の爲め拘留を受くるありとせんか他日餘罪に就て拘留を解かるありと雖も放免するを待たずして前の欠席判決（既に確定せり）に對する刑期は其拘留監禁を受けたる日に溯はり起算すべきこと被告人の爲め利益と解釋すとの原則を應用して敢て或は差支なきを信す

君は又進んで曰く拘束は餘罪の爲めにして欠席判決に對しては令狀を發せざる者なれば尙自由を拘束せざるものと同一轍に出てたる者なりと云はざるを得ず云々と云ふと雖も欠席判決は重禁錮數ヶ月の刑に該當す左れば檢事は之に對し相當逮捕の手續を爲さるへからざるや明かなり既に本人にして身逮捕の爲め未決拘留日數を刑期に算入すべき場合多々之れあり指揮と執行は確定判決に關する手續に過ぎざるなり況んや本問欠席判決に對しては故障上告をも爲さす之を正當とし服罪せるものにして而して身は現に拘留を受けつゝあるに於てをや

要之に本問の場合に於ては本人の利益の爲め逮捕の日即ち前判告知の日より刑期に算入すべきものと解釋して可なりと信す下田君以て如何となす

統計

書記看守長屬警部定員及俸給比較表

| 府種  | 支署數 | 書記 |       | 看守長 |       | 在監  |       | 屬   |       | 警部  |       |
|-----|-----|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
|     |     | 人員 | 俸給平均額 | 人員  | 俸給平均額 | 人員  | 俸給平均額 | 人員  | 俸給平均額 | 人員  | 俸給平均額 |
| 警視  | 三   | 二六 | 四     | 一九  | 四     | 二四一 | 四、五七七 | 二〇五 | 二、五五〇 | 四九  | 四〇六   |
| 北海道 | 二   | 二九 | 一五三   | 一三  | 一八五   | 七〇  | 九一五   | 二一〇 | 二、〇〇〇 | 六九  | 二五八   |
| 京都  | 二   | 二六 | 一五三   | 七   | 一八五   | 三〇九 | 二、一六五 | 二〇七 | 九〇〇   | 二二  | 四〇六   |
| 大阪  | 二   | 二七 | 一六八   | 一四  | 一六八   | 二八九 | 四、〇四六 | 二二四 | 九三四   | 二二  | 六七五   |
| 神奈川 | 一   | 一一 | 二四九   | 六   | 二二四   | 二六七 | 一、六〇四 | 二六九 | 六〇八   | 二八〇 | 九八二   |
| 兵庫  | 二   | 二二 | 二八二   | 七   | 二四〇   | 三九七 | 二、二七九 | 二二〇 | 七二六   | 二二  | 三二六   |





備考 支署ノ數ハ廿六年十二月末ノ現在ニシテ官吏ノ人員ハ改正定員、在監人員ハ廿三、廿四、廿五ノ三ヶ年年末人員ノ平均數ナリ

## 雜 錄

### ●出獄人保護會社に就て

保護會社は監獄と密接の關係を有し行刑の目的を全ふする上に就て一日も欠くべからざるの一機關なりとす、今や我が國保護會社の設立を要し各地に於て之が設立を見るに至れり然れども未だ以て其完全を得たるものなし、中には資金を募集し大に慈善家を誘説して稍く緒に就かんとするに際し周旋人なる者先づ其募集金を費消し終に瓦解するの已むを得ざるに至るものあり所謂山師の好材料となり、あたらず保護會社の名義を汚し再び之が設立を望む能はざるに至らしむ痛歎に堪へざるなり、抑て保護會社は營利的事業にあらざる營利を目的とするの會社は寧ろ設立するを望まず否之を排斥せざるべからず、世の慈善家諸氏は奮て慈善的授職的保護事業を起して目的を達することに注意せられたし左に保護指針并に保護

ざる場合に限るべし

一、慈善家商工業家農業家にして被保護人を自家に引受け授職せしむる者を社員に入る、横注意すべし

一、資金は銀行に預入し其出納は最も明晰に爲し世人をして疑を挿ざましむるが如きことなきを期すべし

一、社員は金力を以て保護事業を助くるのみならず勞力を以て之を助成し又は自ら保護者となりて自家に引受くる等の覺悟あるを要す

一、會社にては豫しめ紹介先き又は就職せしむべき方法を講じ置き被保護人あるときは直ちに生業の道を得せしむべき横注意するを要す

一、會社に於て工場を設け又は寄宿所を設けるときは丁年者と幼年者とは其居室及所遇を區別し同一に混合保護することなき横注意するを要す

一、保護事業は之に生業の道を紹介するのみならず歸着旅費なき者に之を給し衣服なき者に之を與へ生業に必要な器具機械なき者に之を惠み又は資本を與へて生業の道を得せしむる

會社規則私案を掲げて以て參考に供せんと欲す

#### 保護指針

一、保護事業は最初より完全且盛大に爲すことを要せず漸次其規模を擴張するの方針を取り勤めて確實を期すべし

一、保護を與ふべき者は之を精選し在監中行狀善良にして改悛の見込ある者に限るを要す

一、徒に盛大を期せんとして行狀の良否を問はず多人數を保護して第二の監獄を作り又は之を紹介して會社の信用と名譽とを害するが如きことを避くべし

一、保護事業には必ず多額の費用を醗集するを目的とせず其多額なる割合に良成績を得る者ならず只其組織方法の良しきを得て實際に効績を顯し社會の信用を博することに注意すべし

一、會社にて工業場を設けず實業家に紹介して就職の道を得せしむるを以て目的とし其工場を設けて自ら職業を習得せしむるは萬止むを得

る亦保護の一手段なりとす

#### ●監獄人保護會社規則

##### 第一章 目的及組織

第一條 本會社は出獄後住所なく又は頼るべき所なき者に對し保護を加へ又生業を得るの道を紹介して行狀の端正を獎勵し以て良民に復歸せしむるを目的とす

第二條 本會社に於て保護を與へ又は生業を得るの道を紹介すべき者は在監中行狀善良にして改悛の見込ある者に限る

第三條 本會本部は監獄署所在地に之を置き支部は監獄支署所在地に之を置く

第四條 本會社本部の設けなき地に於て保護を受けんと請ふものあるときは其保護方を其地の社員若くは僧侶に囑托することあるべし

第五條 本會社社員は一定の寄附金を拂ひ又は保護者たるの位地に立ち保護を與ふる義務を有するものとす

第七條 社員にあらざるも職務上又は地位上本會社の事業に利益を與ふべきものは社友として之



を待つべし

第六條 本會社本部所在地の市町村長及び僧侶は社員たる資格を有せしめ當然社員として之を待つべきものとす

第八條 本會社の資金は社員の寄附金慈善者の義捐金其他の補助金より成立するものとす

第九條 本會社若くは被保護者に對し金品を寄贈せんと請ふ者あるときは之を受納す

## 第二章 役員

第十條 本會社本部には左の役員を置き事務を分掌す

一 社長一人 諸務を總理し各支部を總轄監理す  
一 幹事一人 社長を輔けて諸務を幹理す會長事故あるときは之を代理す

一 庶務委員一人 社長若くは幹事の指揮を受け庶務に従事す

一 會計委員一人 社長若くは幹事の指揮監督を受け金錢の出納其他の會計事務に従事す

第十一條 本會社に於て被保護者に授業せしむる必要ありて工場を設くるときは前條の外尙は左の役員を設く

圖るべし

第十九條 前條の外社長に於て臨時の會合を請求するか又は評議員三分の一以上の請求あるときは會合すべきものとす

第二十條 評議員は名譽職とす

第二十一條 評議員の任期は二ケ年とす

## 第四章 會議及會計報告

第二十二條 會議は別て總會役員會の二類とし總會は仍ほ別て通常會臨時會の二類とす

總會は社員評議員總て之に列し役員會は本支部の役員之れに列するものとす

第二十三條 通常會及び役員會は毎年一回本部に於て之を開く臨時會は役員改撰の期又は社務伸縮等重大の事件ありて必要な場合并に社員五分の一以上の請求ありたる時に開く

第二十四條 社長は毎年度内に於ける事業の成績及び支會の報告書を調査し之に金品收支明細書を添へ毎年通常會に提出し且會員に報告すべし

第二十五條 支部長は毎年二回其支部に關する事業の成績及び金錢出納明細書を本部に差出すべし

一 教師 教誨教育を掌り行狀及勤怠を監督す  
一 授業師 授業を掌り勤怠を督視し兼て工場の取締を爲す

第十二條 社長及幹事は名譽職とし社員中に就き社員之を互撰す

第十三條 庶務委員會計委員教師授業師は有給とし社長之を撰定す

第十四條 社長及び幹事の任期は二ケ年とす

第十五條 支部の役員は地方の便宜と事業の如何とに依り適宜之を置くものとす

## 第三章 評議員

第十六條 社長は會社所在地又は社員中の工業者商業者農業者の内に就き五名以上を撰み之に評議員を囑托すべし

支部に於ても亦前項に全む

第十七條 評議員は社長と共に被保護者をして生業に就き良民に復せしむるの便宜を計畫するを以て其任とす

第十八條 評議員は三ヶ月に一回會社に會合して金錢の出納を檢査し并に被保護者の現員、行狀、技能及び貯蓄金等に就き商議し尙ほ授業の便と

し

第二十六條 本支部の設けなき地に於て特に保護事務の囑托を受けたる者は一年度内の成績を調査して之を本部に報告すべし

## 第五章 被保護者

第二十七條 出獄人にして本會社の保護を受けんとする者は出獄前其旨を本會社に申込むべし

第二十八條 本會社に於て前條の申込を受け又は監獄より保護を請ふ者ある旨の通知を受くるときは幹事(支部は相當役員)は先づ監獄に出頭して本人に面會し本會社の規則を告知し之を遵守するや否やを問ひし之を確めたる後、典獄若くは監獄支署長に就き本人の行狀技藝職業原籍刑名刑期罪名犯數等を聞き取り本則第二條に該當するものと認むるときは保護の證を附與すべし

第二十九條 保護の證を附與したるときは其旨會社より親屬に通知すべし

第三十條 保護を與ふべき者無籍なるときは入籍の手續を爲さしむべし

第三十一條 社長は新に來りし被保護者に對し親しく其出生并に前住の地名及職業等を問ひ又向

後の志望を聞き懇切に會社の規則及被保護者の遵守すべき條項を讀聞せ將來の心得方を諭示し誓約書を徴し置くべし

第三十二條 被保護者を備入れんとするものあるときは社長は其傭主と労働時間及賃銀を約定して之を許すべし

第三十三條 被保護者の所持する物品は之れに氏名番號を附し本會社の倉庫に藏置すべし但本人の請願に依るときは之を賣却して本人の貯蓄金と爲すことあるべし

第三十四條 被保護者の所有に歸すべき賃金は其四分の三を會社に保管し之を本人の貯蓄金として將來生業の資金と爲さしめ其一分は本人の使用に供せしむ

第三十五條 賃金及び貯蓄金に關する計算は少くとも一ヶ月に一回之を行ひ其金額を本人に知らむべし

第三十六條 被保護者を引受んと請ふ者あるときは社長は其事情を取亂し不都合なしと認むるときは之を許し引受書を出さしむべし

第三十七條 前條に依り引受人を得たる者と雖も

第四十四條 被保護者の理髪用紙の費用は自辨とす若し自辨すること能はざるときは惠與することあるべし

第四十五條 被保護者にして本會社に在て就業し又は本會社に在て他へ出稼する者は其賃金を十分して其幾分を本人に下付し其餘分は會社に收めて本人の食費に充つ但會社に收むるは本人の食費額を超過するを得ず若し食費を償ふこと能はざるときは會社の費用を以て支辨するものとす

第四十六條 被保護者にして遵守すべき事項に違背し説諭を受くるも之れに服せず又は會社の信用を害する所業を爲す者は保護を解くことあるべし此場合には保護を與へし以來の諸雜費を徴收す

## 第六章 作業

第四十七條 本會社内にて止むを得ず授業せしむるときは工業者商業者農業者と約定し成るべく請負法に依る

第四十八條 業種は被保護者の年齢体格前業及び志望に依り之を定むるものとす

其貯蓄金は時宜に依り尙ほ會社に於て保管することあるべし

第三十八條 引受人は其引受けたる者の行狀及生業の模様等を一年に二回以上本會社に報告すべし

第三十九條 被保護者疾病に罹り服藥するとき又は自辨せしむ但時宜に依り本會社に於て醫療せしむることあるべし若し傳染病なるときは一般傳染病取扱規則に依る

第四十條 死亡者の遺体にして之を引受くる者なきときは本會社に於て之を假葬す但假葬に要する費用は本人の遺物若くは貯蓄金を以て之に充つ若し之れなきときは本會社の費用を以て支辨することあるべし

第四十一條 死亡者の遺物若くは貯蓄金に付ては豫め本人の遺言を徴し置き前條の費用を支辨し尙ほ剩餘あるときは其遺言に従て處分すべし

第四十二條 被保護者の衣服は白衣を着用せしむ若し着用すべきものなきときは之を貸與す

第四十三條 被保護者の臥具は自辨とす若し自辨すること能はざるときは之を貸與す

第四十九條 授業師は一月に一回其受持に係る受業者の勤惰表を製して之を社長に差出すべし

第五十條 受業人の賃金は本人の技能勤惰を精察し社長之を定む

第五十一條 本會社外に於て毎日通勤して備役其他作業に就く者には氏名、月日、時限等を記載したる二葉の切符を渡し置き會社を出る毎に其一葉は門監に渡し置かしめ一葉は之を本人に携帯せしむるものとす

故なく歸着の時限に後るゝ者あるときは其情狀に依り之を懲戒することあるべし

第五十二條 左に記載したる日は休業せしむ但備役に就く者又は作業の都合に依りては休業せしめざるべし

一月一日 元始祭 紀元節 神武天皇祭  
天長節 十二月三十一日

第五十三條 品行端正、作業精勵なる者には休業日又は罷業後に於て時間を定めて外出を許すことあるべし

第五十四條 作業に用ゆる諸般の器械は毎日就業の際之を貸與し罷業の際之を返還せしめ點檢の

上格納すべきものとす

第五十五條 作業に用ひざる器械又は書籍と雖借用せんと請ふ者あるときは必要ありと認むるものに限り之を許すことあるべし

第五十六條 器具機械又は書籍等を毀損若しくは紛失したるときは其代價の全部又は幾部を本人の貯蓄金より控除することあるべし

### 第七章 教誨教育

第五十七條 會社内には在る被保護者に對しては休業日若しくは罷業後に於て修身齊家の道を講説せしむ讀書習字算術の教授を要する者には毎日相當の時間を定めて之を行ふ

第五十八條 被保護者は常に左の事項を遵守すべし

- 一、行狀を正ふし役員の教令を謹守すべし
- 一、平素互に和順懇切を旨とすべし
- 一、毎朝室内を清潔に掃除すべし
- 一、夜間は特に鎮靜を旨とすべし
- 一、燈火には深く注意し危険の場所に置くべからず

一、飲酒及賭博類の遊戲を爲すべからず

### しむ

加業、十日以内罷業時限外特に作業を爲さしむし賃錢減少、十日以内賃錢を減少して作業に従事せしむ

### 附 則

#### 金錢及物品の出納

第六十二條 金錢物品及建造物にして本社に屬するものは會計委員之を保管すべし

第六十三條 被保護者の所有貨物は庶務委員立會の上會計委員之を點檢登錄し社長の檢印を受けたる上本社に於て保管すべし

第六十四條 被保護者の貨物にして監獄にあるものは幹事監獄に出頭し直ちに之を受取り會計委員に渡し會計委員は前條の手續を爲すべし

第六十五條 金錢は銀行に預け入れ必要あるに従ひ引出し費途に充つるものとす

第六十六條 金錢及物品の出納并に米穀其他需用品の買入れ製品の販賣等を爲さんとするときは會計委員に於て調査を遂げ庶務委員に合議の上社長の承認を受くべし

第六十七條 銀行に預け入れたる金錢を取出さん

- 一、金錢物品を私かに受授貸借すべからず
- 一、同室中發病者あるときは懇切に介抱し且つ役員に通報すべし

第五十九條 被保護者工場に在るときは専ら左の事項を遵守すべし

- 一、作業に勉勵し決して怠慢の舉動あるべからず
- 一、授業師若しくは傭主の指揮は之を謹守すべし
- 一、受業の時に後れざる様注意すべし
- 一、授業師の許可なくして濫りに其定席を離れ若しくは交談すべからず
- 一、作業材料及器具は丁寧に之を取扱ふべし

### 第八章 賞罰

第六十條 品行端正、作業精勵にして他の模範となるべき者には金錢若しくは物品を與ふることあるべし

第六十一條 本會社の規則を犯し又は教令に違ふものは其輕重を量り左の處分を行ふことあるべし

#### 罷責、

掃除、構内の全部若しくは或場所を指定し洒掃せ

とするときには會計委員は其旨を幹事に申出幹事に於て調査を遂げ不都合なしと認むるときは社長に請求し社長幹事連署して拂出し方を銀行に申込むべし

第六十八條 會計委員は毎月十日迄に前月分に屬する金錢及物品出納の精算を爲し社長の檢印を受くべし

第六十九條 會計委員は毎年一月三十日迄に前年中の出納を精算し之に現在金品の種目箇數調を添へ社長の檢閱に供すべし

第七十條 支部長に於て前二條の精算を承認せしときは之を本部長へ報告すべし

### ●德川氏刑制論

(承前)

#### 第四 追放

##### 總論

追放は其罪の輕重により罪人の居所、町、村、住國、犯罪地、三都及び公領の土地を追ひ放つを云ふ本刑を分ちて所拂、江戸拂(江戸に限る其他の地方は前表を參觀せよ)江戸十里四方追放(全上)輕追放、中追放及重追放の六等となすこと總論に説くが如し今



六等の處刑執行は則ち左の如し

其一 所拂

所拂の刑に處せらるべき者は吟味中(即豫審中)は手鎖、宿預(手鎖のまゝ住宅に預ける)或は親屬又は屬籍役人預等になす(土は手鎖なし)是半舍せしむる程の重科ならざるに依る(手鎖の形狀及掛方封印等の事は之を略す)百ヶ條定書に曰く

從前々之例

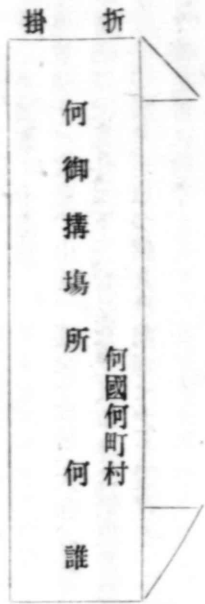
一所拂 在方は居村、江戸は居村拂  
延享元年の極に

但欠所無之然共利欲に拘り候類は田畑家屋敷欠所、年貢未進等有之候は、家財共欠所

右律文の如く村落の犯人なれば其居村を拂ひ江戸以下各市街地なれば其居村を拂ふ、獨京都は洛中を拂へり而して本刑屬罪は若し所犯一身の利欲に出てたる時は其動産即ち家具まで沒收欠所となすなり其宣告は奉行白洲に於て申渡す其掛吟味方與力侍坐、宣告すめば本人を與力吟味席に呼出して請書を調製し與力面前(目付立會の節は徒目付、小人目付立會)にて下役同心之を讀み聞け拇印をなさしめ差添人に引渡す

引脚し肩衣の前を剣ね鎖繩を輪にかける  
宣告すめば吟味方與力は御搦狀と唱る書付を讀聞け  
追放の場所を示す

御搦狀書式 (西の内二切)



何追放

品川、板橋、千住、本所、深川、四谷、大木戸より内

御搦

右の場所徘徊すへからざるもの也

月日

御搦狀讀聞け終り本人へ投與ふれば躊躇同心之を拾ひ取て本人の懷中に差入る  
斯て年寄同心、若同心附添最寄の御曲輪外へ護送し士なれば其場にて大小を渡し追放するなり(目付立會なれば侍分は出役與力同心と徒目付小人目付立

斯て差添人は本人を同道し其住居を立退しむ尤立退先は何地たりとも届出るに及ばず差添に任せ置く犯人手鎖者なるときは吟味方與力は當番與力に通し當番所前にて與力立會年寄同心之を外し差添人に引渡す

其二 江戸拂

江戸拂とは品川、板橋、千住、本所、深川、四谷、大木戸以内を拂ふ者なり京は洛の内外大坂は大坂三街、奈良は居村を拂へ奈良町、長崎は長崎市中を拂ふ屬罪は前所拂と同じ(以下各奉行支配地之を畧す)

百ヶ條定書に曰く

延享元年極

一江戸拂場所

品川、板橋、千住、本所、深川、四谷、大木戸より内御搦

(但欠所文前全斷略之)

此刑に該る者豫審中半舍なれども若事故あり手鎖預の時は之を外すこと所拂に同じ

宣告受し時白洲躊躇の同心は犯人庶人なれば羽織を脱し鎖繩を以て後手に縛り士なれば襟側より砂利へ

會)庶人年寄同心と小人目付立會なり

其三 江戸十里四方追放

江戸十里四方追放とは日本橋より四方五里外に放ち村落の者は其居村をも加ふるなり、京城は山城國中、大坂は攝河兩國、奈良は大和全國、長崎は長崎市中と郷中とを拂ふ屬罪は江戸拂と同じ

百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一江戸十里四方追放

日本橋より四方五里つゝ

延享元年極

但在方之者は居村共に拂

欠所文前  
に全一

右宣告及び追放の仕方等毫も江戸拂に變るとなし

其四 輕追放

輕追放は士は江戸十里四方京、大坂、東海道驛路、日光山内及び日光道中及び犯罪國、住國を追ひ放つ、庶人は輕中重三追放共に江戸十里四方追放に準し之に犯罪地と住居の國とを加ふ其屬刑は士、庶、通して不動産を沒收し若し年貢未納者なれば動産迄沒收す

百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一輕追放



御搦場所 (寛保二年極)

江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、日光、日光道中

從前々之例

但欠所、田、畑、家屋敷欠所、家財無搦、年貢未進等あれば家財欠所

延享二年極

重、中、輕、追放

延享元年極加追

一江戸十里四方、并住居の國、惡事仕出候國共搦之

本刑執行の手續亦江戸拂と同じ

其五 中追放

中追放は士は武藏、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、下野、日光道中、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を追放つ庶人は前條に之を説けり

百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一中追放御搦場所 (寛保二年極)

武藏、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道筋、木曾路筋、下野、日光道中、甲斐、駿河

寛保二年極追加

右重、中、輕追放共何方にても住居の國を書加へ相搦住居の國を離れ於他國惡事仕出するものは住居の國、惡事仕出候國とも二ヶ國を書加へ御搦場所書付相渡候事

從前々之例

右追放もの御部内にて放遣す、侍は其場所帶刀渡遣候事

寛保二年極追加

一放三京都一重追放申付候ものは右御搦場所の外、河内近江丹波三ヶ國を加へ相搦中追放は別儀無之

第五 遠島

遠島は江戸よりする者は伊豆七島の内、京、大坂及び西國、中國よりする者は隠岐、壹岐、天草及び薩摩五島の内に流す、土庶の別を存せず、動産不動産共に沒收す

百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一遠島

但田、畑、家屋敷欠所、家財無搦、年貢未進前と同じ

寛保三年の極に女は御關所内、相摸國あるを以て中追放に止め重追放には申渡問敷とありしが寶曆三年追放により町人百姓の女は重追放にも處することゝなりぬ

本刑執行の手續は前條江戸拂と同じければ略之

其六 重追放

重追放は士は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、甲斐、駿河及び犯罪國、住國を追ひ放ち動産、不動産、共に沒收するを云ふ、庶人は前に説く、京都町奉行支配は更に河内、丹波、近江三國を加ふ

百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一重追放御搦場所 (寛保二年極)

武藏、相摸、上野、下野、安房、上總、下總、常陸、山城、大和、攝津、和泉、肥前、東海道筋、木曾路筋、甲斐、駿河

但田、畑、家屋敷、家財共欠所、年貢未進前と同じ

島、神津島、御藏島、利島右七島の内へ遣す京、大坂、西國、中國より流罪之分は薩摩五島の島々、隱岐國、壹岐國、天草島へ遣す

但田、畑、家屋敷、家財共欠所

本刑宣告の手續都て前追放と同じく出帆さては牢舎せしむ

都て遠島出帆の世話は南、北町奉行世話番の擔任にして假令は寺社奉行又は他の奉行所より斷決し來れる者を一手に集め日を定めて御船手へ渡し出帆せしむ之を世話番と云ふ

御船手番所は豐岸島に在り是公儀の船舶を掌るものにして流罪人は代官江川太郎左衛門と此船手頭の掛を以て島々へ送るなり其詳しきは後日に譲る

第六 死刑

總 說

本刑は六種の別あり即ち第一下手人、第二死罪二種とも刎首する者、第三火罪、焚殺する者、第四獄門、刎首して其首を梟する者、第五磔、鎗殺する者、第六鋸挽、竹鋸を具し行人に鋸引せしめ而して後磔殺する者はなり

其一 下手人

執行手續等は死罪に異なる事なし但其死骸は機物等  
に供し埋葬する事を得る百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一下手人首を刎ね死骸取捨(後改めて片付)

但機物には不申付

其二 死罪

本刑に處せらるゝ者ある時は豫め掛奉行は下役夫々  
へ達し其用意準備をなさしむ然れども此時未だ犯人  
の誰たるを公にせず只來幾日何罪何人ありと告知す  
るのみ

斯て其前日に至れば檢使與力(繼上下)は奉行所に  
出て奉行の内坐に於て明日何罪御仕置ものある間檢  
使相勤むべしとの命令を受け出役の用意をなす若し  
犯人引廻の屬刑ある時は南、北與力檢使副使二名の  
出役と爲る

死罪當日となれば檢使與力は朝五ツ時牢屋敷へ出張  
す其模様等は敲出役と異なるとなし

當番年寄同心は本日奉行より渡されたる出牢證文を  
持參し牢屋見廻の與力と牢屋預(石出帶刀)に渡す牢  
屋預は之を受取り當番鑰役に渡し此時始めて死刑者  
の誰なるを知る

を押し足踏ならして戸前口に押出す(之を押出しと  
云ふ)牢番及下男被刑者を受取り切繩を懸くる鑰役  
再び本人に向ひ「何の誰」かと問ひ年は何許……何  
月何日入牢した……入墨はあるか(此時下男該囚  
人の腕をまくりて見せしむ)……御掛は誰殿……  
今日御用あり」と逐次問答し果て鞘外へ引出し打  
役之を受取り鑰役以下付添改番所に至るなり(きめ  
板の事は後に掲ぐ)

他に死罪の者なき時は鑰役外々諸牢に向ひ「御沙汰  
は無い」と觸れ示すなり此時牢内に「ア、」と大聲  
を揚ぐ其音聲耳を聳する許なり然れば牢庭外の者と  
雖も今日死刑者あることを知るを得へし

牢庭改番所は瓦葺平家建の小舎なり此に役々一同並  
列檢使は縁側に腰掛控ゆ四人を檢使面前へ引据へ鑰  
役更に出牢證文にて本人、名前、肩書、年齢、入牢  
日、掛奉行の名迄一々引合せ本人相違なき答を聞き  
檢使に渡す

檢使は其時懷中せし科書即宣告文(七寸半切紙)を取  
り出し本人の名前を呼び申渡の趣承るへしとて高聲  
に朗讀す、死罪云々の所に至れば一層聲を張り上る  
(此時受刑人のおおりのど云ふ)と云ふ是れ四人一般の

因に曰く表面は本文の如くなれども茲に一の秘密  
ありて受刑者はとくに之を承知す然れば此日呼出  
さるゝも更に其突然を驚かす靜に用意し最期を待  
つぞ不思議なれ蓋し其秘密は別に論ずる所あるへ  
し

却説四人を出獄せしむる体裁は左の如し  
當番鑰役は切繩と唱ふる縄繩を牢番へ渡し牢番は之  
を受刑者在獄の外鞘に掛け先づ本牢内に死刑者ある  
とを暗に示す

斯て牢番鑰役同心は牢屋見廻下役(町同心)及打役同  
心、一同にて外鞘に至り牢番同心及下男(呼出囚人  
の數に應じて入る)内鞘に入らしめ鑰役出牢證文を  
以て「何誰は居るか」と問ふ囚人名主代あはれるなる  
微聲にて「ヘー居り升」と答ふ鑰御用に付其者を  
出せ……名主代は相因に向ひ、キメ板を

檢し「何の誰御用だ」と云ふ是公然たる呼出の始め  
て本人に達したると知るへし

本人の應を聞きて名主代は鑰役に向ひ「此牢内には  
同國同名同年の者は他に居りませぬ」と云ひつゝ、  
キメ板を本人に投着す之を相圖に役囚人三人立寄り  
て本人を擁し一段羽目板に壓付二人は左右一人は警

風俗なり何事にも「へい」と答ふへき場に此語を用ゆ  
るなり)

右了れば控居る繩取非人大勢にて取圍み打役附添牢  
前を通り刑場に至る之を切場と云ふ檢使其外役々は  
埋門より出て直に刑場に臨む(目付立會ふものは徒  
目付、小人目付出役あり)

刑人牢前を通行するときは各牢内名主代り戸前口に  
立て名殘と稱して哀別の語を云ふ一種の習慣あり

切場入口にて囚人目隠しをなさしめ(半紙二ツ折、  
細き縄繩にて頭の後に結ふ)打役四人(白衣羽織  
脱劍)先行し囚人は非人三人(白衣)繩のまゝに引  
れ出る鑰役(羽織袴脇差)囚人の名を問ひ答を得て

直ちに切場へ据へ簾の上に着坐せしめ手傳人足所持  
の小刀にて切繩の脊結目より襟の上へ上り咽繩を切  
捨て着服を引下げ兩肩を袒にし手を添へ、首を前に  
延き出させ前討役(町奉行組同心)之を討つ右切場は  
地面を凹め上に簾を敷く此内へ首を切りて死體は手  
傳人足兩足を引き血を凹内に落すなり

首討役は町奉行同心の内當番若同心なり(羽織白衣  
帶刀)討終れば添役手桶の水を刀に注ぎ血を洗ひ紙  
にて拭ひ(紙は半紙二ツ折を手桶に掛けある)鞘に納

ひるなり

因に曰く首討役同心と相對にて御樣御用を勤る廻町平河町の浪人山田朝右衛門之を爲すことあるは檢使其外役々も默許せしなり

首討役へは刀研代として金二分、欠所金の内（欠所金とは欠所公賣せし金子の町奉行所に保管せし者）にて奉行より之を給す

若し朝右衛門に討たしむるときは同人より金若干の禮を却て受くるなり其所以は朝右衛門御樣御用を勤る故に所々より被頼たる新刀を以て該首を討ち刀劍の試に供するが故なり世俗之を知らず首斬朝右衛門とまで諱名すれども實際を知らざる者の談なり

死體は葬ることを得ず勿論取捨つべきものなれば牢屋見廻は鎗役に入れ「死體は例の通り」と差圖し鎗役は打役に差圖し非人に命し俵に入れ之を昇せ、本所回向院、千住の寮へ埋るなり

被刑人頭を締めなどする時は刀、頭骨或は頸骨などに支へられ首落ちず刑人苦痛に堪へず背反ことあり手傳人足も甚だ困難す斯る場合には被刑人の兩足を引き打伏せ首を挽き切る

貨運車賃船賃及び日當とし各其里程及日數に準し相當の額を支給せらるることとなり是れ皆實際の出費を償はしめんとする主意に外ならざるなり然して常時出張旅行を要する警察官又は收税官又ハ林務官等に對しては其管内の旅行巡回は極めて頻繁にして定例の旅費を給する能はざるの事情より所屬長官は主務大臣の認可を経て定例の旅費額を減少し又は月額を以て支給するとを得るは旅費規則の明かに定むる所なり此事情こそ専ら經費上の都合に依ると雖も又其實費を償ふに足る丈の額を支給すべき者なること勿論なりとす監獄官吏と雖も亦然り臨時又は假設の四人出役所に頻々出張巡回を要する場合に在ては此例に依り定規の旅費額を減少し或は月額支給と爲すを得べきこと又素より論を俟たず然れども常設の出役所例令は作業等の都合により（即ち採石採鐵採炭等の如き）監署所在の地より遠隔の地に出役所即ち假監房を設け役囚を拘禁する常設出役所に勤務する所の監獄吏員は出張前述の如く出張滞在中と看做し相當月額日當を支給するを以て正當なりやと云ふに予輩は常設の出役所又は假監に於て勤務に従事する吏員に對しては敢て本文の月額日當を給するの性質

因に曰く編者（原書の）も若年の頃には度々檢使出役せしことありしか或時討役不練にて打損したるを見たり故に町同心は常に此事を手練し置くなり後藤某と云ふ同心あり討首の妙手にて強雨の節などは片手に傘を携へ身直立のまゝ小刀一下頭前に飛ぶ衣服も刀も雨に濡れす三四の刑人瞬間にして斷し了ぬ凡そ斬首は刀を眞向に振上げ全力を以て下す雨天の時などは往々雨に濡る此後藤か如きは稀なる達人と云ふへし

一死刑一人に付非人出方

一繩取二人 切売取捨の人足三人

右公役にて彈左衛門方より差出申候

（未完）

# ●常設出役所詰の吏員は出張と看做すへさや

凡る官吏か公務を帶び旅行する場合に於ては各旅費規則の設けありて相當の旅行費を支給せらるべきものなることは一般普通の制度にして敢て或は怪しむべき點あらざるなり是れ取りも直さず公務上相當の旅行費を要すへければなり而して旅費を割つて車馬

のものにあらず從て是等の假監又は出役所詰のものは決して出張中のものにあらす斷言して敢て或は憚るとなし何となれば此種の常設出役所は常に一所に停在し數ヶ月或は一ヶ月内外にして其廢止引揚げを要する換言せば僅々たる日月間にのみ止まるものにあらざれば從て該所に勤務するものは之を某出役所詰又は某假監詰を命ずとして決して其支障なきを信ずへければなり何ろ之を出張滞在中として前述の月額日當を支給するの迂策を採るを要せんや常設出役所は尙ほ監獄支署の如し開閉常なきものにあらす又從て吏員をして頻々交替せしむるの必要あらんや却て其交替の頻數なるは行刑上の本旨にあらざるへし左れば尙更ら其吏員に對しても某出役所詰某假監と命して家族あるものは之を引繼め移住せしめ家族なきものと雖も該所を以て定住の地と看做さしめて可なり何んぞ殊更に名を出張に藉り頻々交互交替せしむるの迂を學はんや況んや月額日當を給するの拙策を採るに於てをや決して其必要を感ずると能はざるなり要之に常設出役所又は假監詰の司獄官吏は之を出張滞在中と看做すへからず故に若し此種のものありとせば一日も早く斯る惡例を改められんことを聊



か所感を記す

# ●屏禁中免役日に就て 礪山生

屏禁科罰中免役日に方るときは處罰を中止するや否やと云ふ疑問に就ては從來當局者の間に甲是乙非各地其取扱の一定に出てさるものゝ如し予輩又愚見なきにあらす聊か左に予輩の所信を開申して識者の誨を請はんといふ讀者幸に之を諒せよ

予輩は冒頭に本問の斷案を下して曰はん屏禁處罰中免役日に該當するも懲罰を中止すべきものにあらす左れば免役日に拘はらず獄則違犯の懲罰は之を繼續執行して可なりと斯く云はゞ問者或は言はん免役日は是れ監獄則規定の役業を免する日にあらすや左れば何を以て屏禁中に限り坐作の業を免せざるや坐作の業等しく役業に屬するをを一は役を免し一は之を免せざる其間に何等の理由をか存す此議論一應は最もなるか如しと雖も屏禁なる懲罰に科する坐作の業は其實役業に相違なしと雖も屏禁なる懲罰に附随する必要條件にして坐作の業は屏禁懲罰に必行的のものに屬す故に坐作業を科せざる屏禁は決して第四十二條に云ふ所の懲罰にあらざるなり尙之を模言せ

とす

附言懲罰中父母の喪に遭ふ時は三日間懲罰を猶豫すへき者なるや否やに就ても當局者の間に議論あるか如し然れども予輩は信す喪日に當て三日間役を免する所以のものは父母の喪に方て哀悼痛惜の意を表せしむるの精神に出づるものに相違あらざるへければ其懲罰中と否やとを問はす三日間之を猶豫し既往及現在の性行を追懷せしめ真心悔悟の念を誘發せしめんとこの所謂行刑上の政略なれば三日間懲罰を猶豫するの利益あるを見る是れ行刑方略上より爾かくされんことを希望するものなり讀者以て如何と爲す

## ●監獄學批評

科學的の眼光を以て監獄事業を洞觀したる著書の未だ曾て之れなきは余等の常に恨みとする所にして其之を望むや大旱の雲霓も甯ならざりき、圖らざりき今や余等の恨みは岳洋小川君の丹精なる「監獄學」によりて解けんとは、君の豊富なる學識と鍛鍊なる經驗とはさしもに紛雜龐大なる斯業をして細かに其利害の存する所を知らしめ以て理論の基く所を明かに

は屏禁は名にして坐作の業は實なりと云ふへきなり既に坐作の業にして科罰なりとせんか疑もなく免役日と雖も懲罰を中止すべきものにあらざるや炳焉として火を睹るか如し何すれや普通作業を免する獄則規定の免役日なれば逆屏禁懲罰に必行的の坐作業迄尙之を停止するの愚を學ばんや懲罰執行は免役日の有無に頓着するを要せず從て決して其執行を中止すへき者にあらす若し強て免役日は中止せざるへからすとせんか監獄則第四十二條の獄則違犯者に科する懲罰は免役日の爲め其効力を中斷するに至り懲罰の性質を失ふに至るの恐れあり且百尺竿頭一步を進め免役日は屏禁に坐作の業を採らしむへからすとせんか無定役囚にして屏禁に處せられたる者に對しても坐作の業を採らしむる能はずと云ふに至り折角屏禁に伴ふ坐作の役も或者に對しては其効を及ぼさず又或る者に對しては懲罰を中廢せざるへからざるに至り彼は公平を關知し懲罰を輕視するの虞れなき能はず故に予輩は徹頭徹尾懲罰中の者は免役日よ方つても其處罰を中止（坐作の役を免すへからざるは勿論）すへきものにあらす從て無定役囚に對しても坐作の役を科すへきものなること素より當然なり

せり、十九世紀の監獄事業は實に該書の指導に由りて進歩せざるへからざることを忘るへからざるなり、嗚呼君の著書は行燈的の監獄事業を轉して電燈的たらしむとするものなるか予輩未だ全篇を通覽せずと雖も一射の光明は點々散在して將に吾人を照さんといふ、吾人は此の好著に遭遇して大に裨益する所あると同時に將來に於て一層の實務を重からしめたることを記應せずんばあるへからざるなり、蓋し君の著書は實に吾人の指導器たるに止まらず進んては監獄事業の全般をして政治的改善の希望を有するものと謂はざるを得ず換言すれば此指導器と併進する能力を有するかどうかは監獄改善の標準たる試驗期を示すものなればなり偶「監獄學」を讀み所感を述べ

明治廿七年仲夏

靜陵

一法通人

## ●小川滋次郎氏著監獄學に對する短評 愛讀生

著者は身現に神奈川縣典獄の劇職にありながら今回監獄學なる一大著述を世に公けにせられたり予輩又幸に著者より一本を惠與せられ承けて之を見るに紙



數一千有餘頁序次排列整然として始終一貫斯道の學理運用説き盡して餘蘊なきか如し寔に斯道の爲め裨益多きを信す、著者か經歷且つ我監獄社會に於ける地位如何は本書か卷端に清浦司法次官を始め當路の有力者諸氏の序文に之を陳へ盡して遺憾なし亦何んぞ予輩の賛辭を待たん本書の價值以てトすへきなり、予輩未だ本書を讀するの餘閑を得ず然れども今日以後公暇の許す限りは寢食坐臥必らず本書と俱にせんことを期す、苟も治獄に従事せらるる諸君幸に坐右に之を備へ予輩と共に斯道を研究せられんことを敢て妄評す多罪多謝

### 監獄學

(八月九日新朝野新聞批評)

監獄行刑の事たる固より容易なる問題にあらず之を大にしては社會風教の淑慝、國帑歳費の増減の關る所之を小にしては個々民人の利害の繫る所決して之を等閑に附すべからず故に歐洲諸國の如きは之を講するもの嚴然として別に一科専門の學を爲し以て審かに其の利害關係を討尋す獨り我國に在りては其實際に於て一大進歩を見たり

と雖も未だ能く學理上に就きて之を稽查したるものあらず誠に惜むべきの至りならずや小川滋次郎氏夙に之を慨し其の專攻の學識と數年來の經驗とに依りて此書を成す、紙數一千餘頁凡る監獄行刑のことに關するものは大小録して遺すなし亦得難きの良書と謂ふべし(定價一圓九十錢、四谷荒木町警察監獄學會發行)

### 通信

#### 看守教習卒業

本縣看守教習所第九回卒業生小野嶺太郎出雲竹三郎兩名ハ課程終了卒業證書ヲ授與セリ

#### 同上

石川縣監獄署  
看守 馬場 德治  
同 渡邊 助榮  
同 石塚 利三郎  
同 三村 卯之吉

#### 司獄官任命其他

右四名ハ卒業證書ヲ付與ス  
任兵庫縣看守長給十級俸  
但シ監獄署勤務  
○第八回看守教習課程卒業者  
看守部長 萩原 貞藏  
兵庫縣監獄署  
山添 信之助

### 全上

一 兼任監獄書記  
一 看守長十級俸  
一 依願免本官并兼官  
一 全  
一 全監獄醫ヲ免ス

### 假出獄

京都府丹波國田原郡宮津蛭子町平民  
明治廿年四月六日  
京都府丹波國田原郡大北山村平民  
明治十八年十二月廿二日  
大審院棄却判決  
右ハ頭等ノ通達斷ヲ受ケス監獄處共以來能ク獄則ヲ遵守シ改悛ノ狀顯著ナルモノニ付假出獄ノ錢ニ筋へ上申シ認可ヲ得候ニ付假出獄言渡執行セリ

### 全上

本縣ニ於テ本年一月以來克ク獄則ヲ遵守シ改悛ノ狀相顯レタル輩ヲ以テ假出獄ヲ許サレタルモノ左ノ如シ  
三重縣三重郡櫻村大字智積百七十九番屋敷平民  
明治二十二年六月廿一日宣告 小林 タツ  
輕懲役六年

### 三重縣監獄署

大政府大島郡田村大字原田十四番地平民  
明治二十五年三月十六日宣告 藤井 法順  
三重縣度會郡山田岩淵町平民  
明治十九年九月十三日宣告 北出 伊之助  
三重縣伊賀郡花垣村大字予野五十五番屋敷平民  
明治二十年七月八日宣告 澤井 留藏  
三重縣鈴鹿郡關町大字中町十五番屋敷平民  
明治二十二年九月三十日宣告 太田 十一  
三重縣鈴鹿郡庄野村  
明治二十四年十二月十日宣告 森 元太郎  
輕懲役六年  
重懲役九年  
重懲役十年  
重懲役十二年六月

### 寄書

#### 紀律と服裝及貸給與品に付て

監獄は紀律の府なり監獄の紀律は飽て嚴正に且確實に之を保持せざるへからざるハ勿論にして紀律の一張一弛を監獄最終の目的即ち行刑上に關係を及ぼすや大なりと云ふヘイ司獄官吏の平常其本務に従事するや猶軍人の軍隊にあるか如く紀律整然として其職務に忠實ならざるへからざるハ又素より論を俟たざる所なり紀律を確保する第一要件は何んや予輩は之に答へて云はん服裝は是れなりと紀律の秩然たらざる軍隊は其れ尙烏合の衆に異なることなり故に最も紀律を重んずべき軍隊及警察官監獄官の如き服制の設けある又宜なりと云ふヘイ既に紀律確保上に必要なる監獄官の服制なりとせんか其官職相當の尊嚴を保ち得るために整然且つ秩然たらざるへからざるは勿論なりとす(看守長以

上は姑く之を言はす）是れ看守押丁等に制服及附屬品の給與貸與の規定ある所以なり予案案するに看守以下の服具は一切之を給與又は貸與せらるゝの制亦以て服装の統一を計り併せて或る他の事情の存するものあること知るべきなり（或る事情とは看守及押丁の如き俸給の豊かならざる者に對し規定の服装を強める能はざる等の理由に係る）從來の経験に由れ制服及附屬品の類へ何れも之を現品を以て貸與せらるゝと雖も各種の付屬給與品に至つては或へ現品を以てせしめて代料即ち金錢を以て支給せらるゝ向ふなきにあらざるより便宜上に出つるものなるへと雖も決して正當の手續なりと云ふ能はざるのみならず是等へ全く給與の主旨に背くものなりと云ふべし何ぞなれば若し現品を以てせしめて代料を以てせざるか各自か好む所に由て之を處辨し或は甚しきは支給せられたる代料へ他之を轉用し弊惡尚且つ之を意せざるか如きものなきを保すへからず從て服裝整はす結局當初の給與の主旨に悖るか如き場合なき能はざるは予案の親しく見聞せし所なり紀律保持に必要な服装に此の如き不統一を招来するあらんか如何んり其身分の尊嚴を維持することを得んや假令は其肌膚汚下の如き將に短靴長靴の如き靴下の如き區々交錯せるあるは其制裝の一定を缺く嫌なき能はざるは勿論之れか代料を他に轉用して破惡尚之を甘んするありせんか看守押丁其人の汚賤と云ふも敢て其過言にあらざるを信す然れども代料支給の間は到底是等の弊害は之を防護する能はざるなり然らば結局右等の貸與及給與品より其筋の規定せられたる被服及雜品は必ず之を現品を以て代料支給の制を廢し監獄紀律の完然を期せられんことを望む

因に記す全國何れの監獄と雖も裁縫及靴工作業の設けあらざるなり故に可成右等の給與品は之を監獄内に於て製出すること敢て難事にあらざるへ一既之を監獄作業より作出せんか其品質の如き好ましき原牛十若くは百餘種を以て算するありんや數種類若くは十數種類の仕事に要する材料器械の多きに於てを其夥多あること又以て知るべきなり、斯の如く多くの材料器械を購得するに方つては又其品質の良否及び用法に不適を甄別するの智能を要す又進んては製作品の如き時流に投し各需用者の嗜好に適應する製造方法を指示せざるへからざる等少くも工藝上の意匠なる可なり若し然らずして各役囚を以て隨意の物品を作らしむるが如き放任するあらんか製品販賣上に非常の影響を及ぼし結局販賣路塞し製品は庫中に堆積する等の不都合を惹起するのみならず材料品浪費の弊害を醸生するの恐れなきを得ず是等は當より授業手又は看守の之を監督するありと雖も是れか主任者たる書記に指示統率宜しを得ざるあらんか其非難實に測るへからざるものあらん主任書記たるもの又責任なきを得ず、一步を進め製品の價格を評定するに就ても千狀萬態なる各種の物品に向て時價を承知し相對比せざるへからざるの必要あり最も總ての製品は材料費及び工賃を包含せしめたる所謂原價てうものありて存す雖も出來際の巧拙時流の如何等の關係より一に概に原價にのみ憑據すへからざるは勿論に評價を以て餘り權衡を失ふか如きことなからしめざる可なり其他材料器械の出納保管等又其保管に屬す故に至つて作業書記の責任重大なりと云ふへ

要之に監獄書記就中作業書記の職務は監獄一般の事務を辨知せざるへからざるは勿論紀律の範圍内に於て監獄作業を以て行刑上の目的を達せしめ併せて製造工業に關する智識（即ち意匠）及び材料物品の品質及時價并に製品を評價し且つ販賣を關する等皆其責任に屬す又以て作業書記職務の難きこと知るべきなり吾人は茲に作業書記諸君に言を寄す諸君の職務は實に前記の如く重且煩なり諸君は能く萬能を備へ否備はらんことを期し不屈不撓の精神を以て其本務に執掌せられんことを望む

に堪へ其價の如きも幾千か廢にして彼等の利便實に渺からざるものあらん當局者幸に省察せられよ

●作業書記の職務亦た難い哉

芳山生

監獄書記の職務は官制及書記看守長以下分掌例（十四年三月内務省達し第十五號）等の規定ありて各其本務に従事するは勿論なりと雖も就中作業書記の職務は書記計算の外多少工業上の智識及經驗なるへからず故に作業書記の本務を全せんには少くも各種工藝の一斑だも之を知悉せざるへからず近時監獄の進歩は日進月進旭日の東天に赫々たるか如き勢ひあるは吾人監獄に従事する者の購買して措かざる所なり是れと同時に監獄の作業も漸次改善を加へ彼紀律と行刑の本旨を失はざるに於ては可及的監獄經濟策を講究し監獄經費の全体を作業より生ずる利益を以て償ふ能はざる迄も致々として此方針に向て當局者か勉めつゝあることは吾人の確く信じて疑はざる所なり苟も監獄作業に注意を怠るへからざるは又勿論なりとす左れば監獄作業に従事する書記以下の吏員は少くも經濟學上の原則位は豫め承知し置かざるへからず又同時に多少工藝上の智識を備ふるを要す今試みに作業書記の職務の概要を舉げんに部屬の定員を率ひ作業上の事務に従事するに方つては各其設置の工業に於て使用する材料及器械を購買供給せざるへからざるは勿論（最も直接購買は用度書記に於て爲す）苟も材料の缺乏器械の不備等の理由を以て役囚を以て片時も休役せしむるか如き疎虞怠慢は斷して許すへからざるなり而して其各作業に供給する材料器械は決して少なきを要するに於て購買に關する材料器械の管理に關するを望む、嗚呼諸君の操縦に宜しきを得ざる否は行刑百般の事に影響を及ぼすこと大なるのみならず監獄經濟上に直接の關係を及ぼすこと少くもせず劇へ作業の施設如何は良民の生業を棄却するの虞なき能はす作業書記諸君幸に其心て深思遠慮あらんことを敢て籲言を草す

●刑法附則第三十四條の通算の文字に就て

大阪 洋々 散士

散士が常に敬愛する處の如夢居士は屢之本誌に於て萬論卓説を吐露し誌上之が爲に一層の光彩を贈す而して殊に散士と議論を上下す散士之が爲めに裨益する處鮮少にあらず今又本誌第五卷第六號に於て散士が嘗て大日本監獄協會雜誌に殘監視計算方に就て記載したる一稿の或部分に就て反駁を試られたり其の或部分とは刑法附則第三十四條の通算云へる文字の解釋なり居士曰く我刑法及刑法附則に往々通算の文字ありと雖も皆同一の意義に解す可き者にあらず宜しく前後を照應して其の意義を推尋せざる可らず抑も通算の文字は普通の解釋にては通計合計計云ふ如く加算の意味を有するものなり刑法附則第三十四條に所謂通算の文字も亦此の如く解釋するを以て正當なりとす而して末段に至り法曹會の決議を掲げ散士は司法部内に在て之を知らざる或は知て特更に曲論を唱ふるものなるか、散士は決して曲論を特更に唱ふるの奇人にあらず又法曹會の決議を知らざるにあらず苟散士は法曹會の會員に於て法曹會雜誌は常に之を愛讀せり然れども其の決議に於て法理に反するときは敢て之に従はず進んて之を研究せんと欲す故に散士は散士の意見として協會雜誌に寄稿せしものなり又法曹會の決議と雖も法理に反するが爲め其の決議を變更することあるは應と目録

する處なり而して司法官たるもの僅々數氏の手に決議したる法曹會記事に従ふの義務なきを以て一言茲に記載し如夢居士に示す如夢居士は曰く通算に二様の解釋あることを述べ以て刑法第百二條と刑法附則三十四條の通算の區別をせられし然れども刑法附則の通算は何が故に普通の計算の意義に解するや其の理由を説明せず故に其の説果して當を得たるや否や知る可らず又法曹會の決議の理由は犯の罪に監視あるが爲め前後の監視中刑罰の長きもののみを執行し其の短きものを執行せざるの理由なりと云ふに過ぎず其説明甚だ簡にして其の要を盡さず依て散士は刑法附則の通算も刑法第百二條の通算と同一義なる理由を説明せん抑も通算に二様の意義あることは何人も能く知る處なり二様の意義とは一は普通の意義に於て即ち計算なり一は刑法上の意義に於て汲收若くは以重なりとす而して刑法第百二條に通算の語あるは何人ぞ雖も汲收の意義なることを知らん而して刑法附則は刑法の足らざる處を補補せしと云ふも不可なり既に刑法本則に於て通算を汲收の意義に解する以上は附則に於ては無論通算を汲收の意義に解釋せざる可らず若し附則の通算をも汲收の意義にあらずとの立法者の精神ならん然更に此二條の通算を混濁するの恐ある通算の文字を使用せざるも合計或は計算の文字を用ふる可なり然るに之を用ひざるもの豈故なくして可ならんや而して刑法附則第三十四條の通算を如夢居士の如く計算の意義に解釋するをせし第三十四條は實に贅文の規定と云はざるを得ず何ぞなれも刑法第百二條に於て通算すべき場合を規定せるを以て其の他の場合は總て各別に刑を執行することは云はす明なり然らば刑法附則第三十四條に於て更に計算して監視を執行すべきことを規定するの必要なり何ぞなれも各別に刑を執行するものなるを以て各別に於て其の執行を受く可きことは規定を要せざるも明なり豈に立法者此の如き贅文を規定せんや是れ他なり第三十四條を規定せざれば附

加刑たる監視も主刑の如く各別に執行するを以て殊更に三十四條を以て主刑は通算せざる場合も附加刑は通算して重き附加刑のみを執行するべきを明にせられたる立法の精神なりと思考す而して散士は終に臨て立法論として一言せん附加刑たる監視なるものは果して主刑の如く嚴格に執行せざる可らざるや否や抑も附加刑は決して此の如き嚴格のものにあらず故に本人監視規則に違反するも監視は無形裡に經過するにあらずや然るに殘監視は常に通算せられずさせと雖も監視規則に違反して之が爲めに社會に犯罪人を増加するの弊を生ず從て監視の如き遂に五六十年の監視を身に負ふに至り如何に長民ならんとするも監視の爲めに其の目的を達すること能はざるに至る故に立法論として長期的監視を犯人に負はしむるが如きは策の得たるものにあらずと思考す如夢居士以て如何とす

●死亡囚の領置貨物處分方に付卑見を述べ  
南筑邊 偶生

監視規則施行細則第八十一條に於て在監人死亡し監者に領置の貨物あるときは之を親屬に下付すべきことを規定せられ其二項に至て物品の送附は受贈者の負擔せし之を以て之を見れば領置貨物の處分亦疑の生ずべき答なきか如し雖も然れども執法者に於て二條に解釋せらるべき成文たるを免れず何ぞなれも親屬に系統の遠近あり等親の差異あり或は絕對的解釋を下し或は相對的解釋を爲し得へければなり是れ予輩が貴重の紙上を汚し卑見を述て以て先輩諸君の垂示を請はんを欲する所以なり

事案には六等を経て一刑法及び從來の慣習に依れば五等迄を親屬例と爲せり然らば則ち本則に於て單に親屬と汎稱あるは果して何を以て之れか標準とせしや之を知り難し雖も別に之か原則あるなく且つ何に依て限界を付すべきや指定なき限りは苟も認て親屬と稱し得べき身分あるものは本則に適用するも苟も違法の處分ならざるにより遂に區々の取扱を來すも止を得ざる也之れ或は成文の不備なるか如し雖も之を自然の道理に徴して考定せば蓋し亦適當の解釋を得區々の處分を免るゝに底幾らん乎元來法律に於て親屬の等親類例を示す所以の目的は其効力を以て或る責任を負はしめ又相扶助せしめんと欲するにあり夫れ然り然らば監督が領置したる貨物を親屬に下付する所以のものを普通法の規定に係る親屬と同輩法を以て一概に論定するは當に其實を得ざるのみならず本則の趣旨に背馳するの嫌なき能はず試に思へ死者の家屬即ち父母妻兄弟の如き近親者に在ては例ひ死者生前國籍を犯し社會に害を流したりせば云ひながら元是れ骨肉分つへからざる間なるを以て親愛の情友睦の誼甚だ濃かにして其死体を請ひ歸還陳地爲す能はざるもの雖も一片の香花靈を祭り永く其祀を絶たす能く人倫の序を保つ眞に憐れむべきものあり斯る至情至親の愛あればこそ領置の貨物を下付し之れか費用に供せしむべき道理存在するも單に親屬とて疎遠なるものに迄貨物を交付するは系統の近からざるだけ夫れ大け死者を憐むの情薄く甚しきに至ては死屍を請はざるは勿論會て遺室を祭祀する等の行爲なく遂に彼れか口腹を充たすに過ぎざるなり之を以て予輩は切に望む所領置貨物を交付するは正當に受くべき死者の家屬に限りて(別送するも父母妻)親類を追ひ會し之れなき場合ハ慈悲費に充てられんと然れども家屬外のものにして家屬同様の情誼あるものは宜しく例外として家屬に準ずるの必要ありとす右の如く本則の親屬を相對的制限せしと思ふに本則の精神を貫くのみならず事体

受當に於て且つ區々の處分を免るへ一若し夫れ絕對的解釋を採らんか茫々漠々終に際涯なきに至らん殊に人の死屍を葬り永く其祀を絶たざるは天下の公義なり人倫の大本なり而して其公義大本を履行すべきハ實に親屬の義務なりとす此の一段に至ては在監囚の死も長民の死も其間妻の容へきなり宜なり監視規則第三十七條同細則第八十條は殊に之れか明文を掲げ請ふものに必ず之を許すべきことを規定せり見よ前段に述べたるか如く人として子は父母兄弟を戀ひ父母は子を愛せざるはなし故に死亡の通知に接すれば路の遠隔にありざるよりは謂て死屍を引受るを通過とす然るを家屬外の親屬に至ては實況果して如何や親子相思ふか如き感情に乏しきは一般の人情とは云ひながら死亡及び遺品品下付の通知に接すれば物品の多少に拘はらず即ち請ふて貨物の下付を求むるも死屍に至ては更に顧るなきを通過とせり而して貨物の些少あるに於ては亦忍ずべき事情なきにあらざれども現に四十圓以上の金額を請け而も監督との距離甚だ遠きに非ずして死屍を引受けざるものあり何う無情の甚しきや元んや遺金請求の爲監督に出頭しなから慕慕だも属さざる軍に於て之や之れ不當の利益を企求するものにして外義大本を無視するものにあらずして何うや如此し利惟れ食まんぞ欲するの徒は即ち社會の秩序を紊く人の死を待つものぞ何う擇はん之を要するに死屍を請ひ憐れみ以て永く祭祀するものぞ豈日を同ふて語るへけんや蓋し此事たる獨り吾人か唱道するに止まらず苟も具眼の士は悉く同意せらざるはなるかへ之を以て予輩ハ希望す死屍を引受けざるものは埋葬費を領置貨物より徴收せんとを依て聊か其理由を開陳すへ

(イ)先づ豫め研究し置くべきものあり在監囚の死屍は親屬に於て埋葬すへきや將に監督に於てすへきものなるやを決定せざるべからず本來監獄は囚徒の放免と同時に其直接關係を斷つべきものにして死亡は即



ち獄吏者の拘禁を脱するに其親一なるを以て等しく出監者たり故に引取人なきにあらざれば自動的處分を爲し能へざるのみならず細則第八十二條にも滿三年間内は假釋禁止と請求者には何時にても下付すへきとをさせるに依りて見れば所謂拘禁の行掛し引取人なきが爲め假釋の處分を行ふに過ぎずして監獄本務の事外たるへきを知るに足れり例へば行旅死者の埋葬費は無資力にあらずんば家屬より徴収するに同一く埋葬費を預置貨物より徴収するも強ち不當の事にはあらざるへし況んや引取るへき親屬のありながら引受けへき貨物のありながら引取らざるに於てや

(ロ)細則第八十一條第二項物品の送附は受贈者の負擔にあらざるや之れ物品の送附は受贈者の爲なればなりされは引取るへき親屬及び貨物のありながら死屍を引受けたりより代て埋葬する費用なれば物品の送附を彼れに負擔せしむるは其理一にて彼れ自ら引受け埋葬するに異なるへき道理なるへし

(ハ)凡う直接葬式上に關する債權は優先權なり而して監獄は親屬の引取らざりし爲め之に代て埋葬したるものなれば實に此優先權を有せり然らば則ち其費用を預置貨物より充當するも條理上支文なるへし之を要するに死者の預置貨物をして徒らに無名の下付を避ける不當の利得を爲さしめざるを同時に其効用をして全からしめん事を所希するに外ならず之を以て若し之れが實行を見るの時に際會せば本則の趣旨を得るに至らんか聊か昇見を述べて以て大方諸君の教示を請ふ

## 雜報

### 差入品の許可に就て

行方法細則は同則第五十一條を以て内務大臣に委任しありて其施行細則なる第九十條には總て差入品は看守長立會看守之を檢査し云々とあり檢査てう文字中には許可の權能を有するものたるは喋々を要せず猶ほ刑事訴訟法第八十五條第二項中に豫審判事又は檢事の檢閲とある内には許可の權能あるかことし以上掲ぐるが如き事由あるに於ては差入品中包藏物あるか又は通謀の媒介となる者ありて監獄則施行細則第九十條に抵觸するものは差入を許さざることに一定せられたし已に飲食物にして酒氣毒氣あるものは縱令監獄則に飲食物の差入を許すとあるに拘らず之を差止むるにあらざるや他物と雖も此扱を異にするを要せず嚴實に勵行し以て僥倖を萬一に期するか如き差入人の欺騙手段を防遏すへし

### 在監人出獄後の生計方に注意す

在監人就中四人は奸誦點智に長し在監中は陽に改悛の狀を裝ひ吏員に媚ひて賞表を得んとする等の手段を行ひ中には假出獄の恩典に浴するものなきにあらざるも眞心改悛せしにあらざるよりして忽ち罪を犯し假出獄を停止せらるゝもの少しとせず中には就

在監人への差入に就ては監獄則第三十八條全第三十九條の規定ありて其品種を限定す而して刑事被告人に就ては「請ふときは之を許す」とあり此文字上より解釋するときは該條に規定せられたる品種たる以上は是非共許さるゝへからざるか如し是を以て各地之取扱を異にし或は其差入品中に包藏物あるか其他通謀通臭の形蹟等あるも該包藏物若くは形蹟を除却して差入品は其儘許可領置し中には該包藏物も共に領置するあり或は此の場合には一切該品の差入を許さずして差入人に還付するあり區々の扱あるを免れず然るに監獄則第三十八條全第三十九條に於て差入を許さるゝは不正不良の形蹟なく又包藏物なき差入品に對する規定にして不都合の點あるも規定内の物品なれば許すへしとの主旨にあらざるや明かなり已に刑法第四百十六條には「囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又は逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し云々とあり差入品中に兇器等を包藏するは多くは逃走の用に供せしむるを以て目的とす其通謀を爲すは逃走の方法を指示するものあり皆に差入の不正なるのみならず身は刑法の制裁を受くべきものとす又監獄則の施

職の道なく惡事と知りつゝも脊に腹は換へられすして再び刑辟に觸るゝに至るものもなしとせざれども大に注意を要すへきことなり今日日本邦には出獄人保護會社の設け遍からず良民に復歸せしむるの機關具備せざるの欠點も興りて其因を爲すものなるへしと雖も監獄に於ては獨り假出獄者のみに止まらず一般出獄人の出獄後の狀況如何を調査し以て在監人所遇上の參考に供することは最も必要の條件なるへし司獄の局に當る者は此に注意し出獄後の狀況調査の方法を講究せられんことを望む

### 書記計算の事務

は監獄書記の職務にして看守長看守は戒護事務に従事すへきものたるは勿論なれども事務繁多にして補助を要するか爲め書記計算の事務に看守を使用する地方妙からざるやに傳聞す是れ事務員の不足なるより實際差支へ止むを得ざるに出るの便法なるへしと雖此は皆に職責を亂り穩ならざるのみならず戒護吏員の多少は忽ち檢束警護に影響するを以て行刑の嚴實を欠くに至るの恐れなしとせず就ては看守を書記計算の事務に使用することは斷然之を廢止し雇員を以て之れに代らしむるの方針を取られんこところ望



しけれ已に府縣中地方税雇を以て事務補員に充てある向勢からざる趣なれば其筋に於ても地方税雇を置きて書記計算の事務補助員に充てることは差支なしと認めらるゝに因るなるへしと信認す若し看守を事務員に使用する處あらは斷然廢止するの英斷あらんことを切望す

### ●凍傷の治療法

とも云つて然るへき歟或監獄に於ては凍傷患者多き趣なりしに其初發に於て食塩の温罌法を施せし處意外に其成績を顯はし大に該患者を減少せし由凍傷患者多き監獄にては試行しては如何記して以て當局者の參考に供せんと欲す但此他に良法あらは幸に示教を垂れられんことを望む

### ●姿勢服裝

の如何は自己の威嚴に關係を及ぼすに止まらず延ひて監獄の威信にも影響を與ふるものなるにより大に注意を要す近時教習所の設けありて訓練せしめらるゝより面目を一新し紀律勵行の一端として觀るへき者尠からず雖帶剣方法未だ一定せざるに因る歟或は帶剣の柄を握り之を押ゆる爲め其鞘は高く背後に釣り上りて其末端は殆んど肩と平行の地位を占め恰

因に記す監獄醫を特置せし病院醫をして之を兼しむる處あり斯る處に在ては逆も醫師の責任を盡すこと能はず自然と診察治療に止むるに至るへし吾人は望む病院醫と監獄醫との兼務は斷然廢止せられんことを

### ●懲治人の上訴に就て

懲治人には上訴を許すあり又直に執行の指揮を爲すなり各地之か執行方を區々にする由同一懲治人にして甲には上訴を許し乙には上訴を許さず上訴期間を待たずして直ちに執行し甲乙其所遇を異にするは獨り本人の幸不幸となり不權衡なるのみならず法律は一視同仁敢て人を撰まざるの原則にも背反し甚た妥當を欠くものに似たり又實際之か執行の任に當る司獄官に於て甲乙其執行を異にするに至るときは因情を害し監獄の威嚴を失する恐れあり或曰く法の不備此に至る如何ともすることなしと夫れ然らん然れども甚た穩ならざる事柄なるにより法文を補ひ又は之を改正し以て同一の執行法に改められんこと切望に堪へず其筋に向て詮議あらんことを望む

### ●藥劑を請負はしむることに就て

在監人の疾病に要する藥劑を或藥種店に請負はしめ

人形天神の佩刀と一般なる奇觀を呈し或は帶剣を小脇に挟むあり又は日覆を帽の上に巻き上ぐるありて其体裁の見苦しきなど云はん方なし又暑氣に堪へずとて上衣の釦を外して胸部を開く等のことも體裁を失する一事なり、此の如きことは些末の様なれども服裝姿勢に關係するを以て注意を乞ふこと爾り

### ●醫師の職務

は只病者の診察治療を掌るのみにあらず廣く監獄一般の衛生に注意し流行病の豫防に消毒法の施行に其他患者の減少病因の研究等其關與すべきこと決して尠しとせずして其責任の大なるは刀筆の事務と同一視すへきものならず然るを動もすれば病者の診察治療を了すれば儼事畢れりとなして他を顧みず甚だしきに至ては下水停滯病因を爲すも頓着せず傳染病あるも消毒法を行はず飲料水惡しきも之を檢査せず死亡者多きも我れ關せず焉とすまじしこみ何故監獄に醫師の設けあるかを疑はしむるものあり慨歎に堪へざる次第なり醫師の職務は前陳の如く診察治療に止まらず其職務や廣く其責任や大なるものなれば苟も監獄醫に任する者は一般の衛生方にも注意し醫師たるの責任を明かにせられんことを望む

從來監獄に於て藥劑生を置き調藥せしめたる扱を廢する處あり其理由とする處を聞くに曰藥價低廉にして藥劑生の俸給を減し經濟上并に整理上得策なりと吾人は疑なき能はず凡る物の低廉安價は相當代價より低廉なる場合に云ふべきものにして假令へ呼聲は安き其品物が惡しくして安き價に相當する場合に決して低廉安價なりとは云ふを得ざるなり彼請負藥劑の低廉安價とは即ち此類にして所謂呼聲の安きにはあらざる歟夫れ藥劑の良否は代價の高下を致す且藥劑には新しきあり古きあり古きものは價は安きも効能薄し其効能薄すきは價安きも其物相當の代價にして之を良品新物に比すれば呼聲安きのみにて眞に價の安きにあらず藥劑の如きは一々檢査することも中々困難にて其良否は容易に判別し難きなり故に吾人は藥劑を請負はしめて監獄にての調劑を廢するに速かに同意し難く寧ろ之を排斥せんと欲す何となれば藥劑の良否如何を判別し難き一事あるのみならず夜間急に藥劑を要する場合等に當ても不便あり又醫師の骨折を間接に害する恐れなしとせされはなり(藥劑惡しき爲め)監獄に於て調劑するを止めて藥店に調劑を請負はさんとする處に在ては尙ほ再考あら

んことを望む

### ●監獄の統計表佛國に至る

明年六月佛京巴里に於て開設せらるべき萬國監獄會議委員會の請求に依り本邦より提出せらるべき去る廿五年中の事蹟に關する監獄統計表は内務省に於て蒐集調製中なりし趣の處已に脱稿し佛文に翻譯の上請求期限を達へすして本月初旬佛國へ向け廻送せられたりと聞けり

### ●飲料水に注意すへ

云ふ迄もなく已に各地に於て充分注意せらるることゝは信すれども當年の暑氣は格別にして人身に障りたるは病者の多きを以ても知るべきのみ今や立秋殘暑猶ほ熾くか如きも日々に退却秋氣を覺ゆるに至る際、當て飲料水に注意せされは下痢病を發し延ひて餘病を引起し在監人中多數の患者を生すべきや必せり故に飲料水は不潔ならざる様注意すると共に一度煮沸せしものを與へて雨水等を飲用せしめざる様注意すへし

### ●監獄課員

木名瀬内務局は曩きに鹿兒島沖繩二縣の監獄巡閱の爲め出張中なりし處御用濟本月廿二日無事歸京せらる

を調理し以て失體の出ることなからしむへし彼警察署留置場を典獄の巡視せらるゝに當ても勤めて行刑上の均一と拘禁上の平一とを圖りて敢て區々に涉らざらしむることに注意せられんと亦必要の條件たるへしと信す

### ●携帯乳兒に就て

乳兒は年餘滿三歲に至る迄は監獄に置き母親をして乳養せしむることに相成居る故入監の際母親の請ふに任して携帯せしむるの扱に相成居る趣なれば乳兒の監獄に在る數は決して少しとせず乳兒の入監は乳兒其ものゝ爲めに不可なるのみならず母親の刑を執行する上に就ても妨げとなり旁乳兒を監獄へ入るゝは最も避けざるへからず仍ては他に養育すべきものは之れに預けしめ可成監獄に携帯するを許さず止むを得ざるものゝみに限ることに注意あらまほし又已に在監中の乳兒と雖物心を知る様になりたるどきは必ず滿三歲に至るを待たすして一日も早く出監せしむる方法を講せられんこと當局者に向て切望する所なり

### ●統計材料の整備を望む

監獄統計の必要なること今更に事新しく陳述するの

れたり祝すへし氏の談話に依れば沖繩縣監獄署には現在々監人員は百九十有餘名にして多くは沖繩縣人なり而して資性溫良醇樸なるに似て四情靜穩内地在監人の如く凶惡ならざるか如し髪は監獄則に依り短薙するを以て之れには閉口する趣なり食物は一日二回は薩摩芋に汁一回は米麥飯なりとのことなり兎に角内地と風土人情を異にするを以て珍敷ことありと尙は聞込むに従ひ讀者に報道を怠らざるへし

### ●支署の監督を嚴密にすへ

監獄の巡閱に就ては主務省より時々全國へ吏員を派遣せしめられ着々實行せられ居るも一管内にして支署と監獄署との聯絡通せすして扱を二三にする處あるやに傳聞す是れ監督の不行届にして本署より支署の巡閱を頻々ならしめざるに因るなきを得んや已に本省に於て全國一定の扱に歸せしむることに注目せらるゝか如し然るに一管内にして甲乙其扱を異にすることあり乙は折角の希望も水泡に歸し行刑上宜しきを失する次第なれば其かれ惡しけれ一管内又は是非一定に爲し區々の扱なからしめざるへからず而して之を一定し改良整理の歩武を進めしむるには頻々之を巡閱し以て監督を嚴にし彼の會計上の錯雜も之

要なし故に茲に贅せず然れども現行の統計表即ち内務報告例就中監獄に關する統計は吾人の眼より之を觀察するに不完備たるやの感なきにあらざれば吾人は之れが報告例改正を希望すること又一夕にあらざるなり又一面監獄當局者に於ても充分之れが調査を確實にし平素統計に關する材料を蒐集するに勉められんことを望めり然れども實際に就て之を査察するに統計材料の完備せざるの結果一朝或る監獄統計調査の義に付其筋より照會せらるゝの場合に方つては勿皇各種の書類を反覆撫拾し果して其何れに適從して可なるやを知らざるが如く議論沸騰甲是乙非其正確の材料を蒐集するに殆んど其根據なきものゝ如し是れ全く平素に在て統計材料の整備を缺くの致す所にあらざるはなし故に結局止むことを得ず調査事項に向て牽強附會の解釋を下し漸く其實を塞ぎつゝあるが如きものなきにあらざり故に折角調製したる統計は其蒐集したる材料の區々なるより勢ひ其結果を異にするのみならず一見以て其正鵠を得ざるが如き嫌あり傍ら以て他の必要上の資料として調査せしめたる統計表は常に其用を爲さずして却て當局者を誤るが如き場合なきにあらざり是れ全く統計材料不整備

の致す所にして我獄制上に關係を及ぼすや大なり故に吾人は我當局者に望む監獄統計に關する報告例を改正せられ改正是近日にありと聞く同時に各監獄に於ても統計材料を正確々實に蒐集し置かれんことを又報告主任者に在つても監獄統計の必要を知得せられ充分平素に在つて誠心注意を加へ其正鵠を誤らざらんことを勉められんことを

### ●授業手の地位に就て

授業手は監獄官吏構成員中の一員たるべきことは明治十四年内務省達司獄官吏設置程度及び看守以下備人分掌例の共に明に規定する所なり而して設置の割合及俸給の如きは之を適宜とし制限を置かざることをせり是れ其職務の性質輕重一ならずして或は高尚なる専門の技術に屬するあり或は高尚ならざる或種の職業に屬するありと雖も要するに専門の作業を直接に囚人に教授するものなれば其俸給及人員の如き之を劃一に豫定する能はざるは勿論此の俸給の制限並人員の規定なきこそ寧ろ正當なるべし是れ取りも直さず其職務の輕重あるより隨て其俸給を限定する能はず其人員を限る能はざる所以なるべし左れば其俸給及設置人員の如き監獄長官たる典獄の權内に於

て任免進退することを許したる所以なるべし從來の經驗に由れば授業手は概ね皆其本分の職務即ち役業を囚人に教授せしむる爲のみならず隨て専門の當業者にあらざる者多く種々作業上の事務を採らしめ加ふるに其人員の割合に少數あるより一人以て二三の作業に就き兼務せしむること比々皆然らざるなし而して其俸給及待遇は何れも寡少に失し冷淡に過ぐるが如し日給若くは月俸の區別ありと雖も月額五圓乃至十圓内外に過ぎずして看守押丁の下班となせり而して看守押丁の如く給與品及貨與品とて一もあることなく此僅々たる俸給を以て一家を支ふるの困難なる上に總ての服裝迄之を辨せざるべからず加之ならず常に囚人に直接するものなれば或は誤て怨を囚人に買ひ無頼の徒の爲め不正の暴行を受くることなしとは未だ遽かに斷言すべからざるなり若し授業手にして公務の爲め死傷する者ありとせんか巡查看守の如く給助例の設けなく唯單に普通人民の例に準し僅々たる吊祭扶助療治料を給せらるゝに過ぎず(明治丁五年太政官達第六十七號參看)其他日常の勤務上に就ても常に劇甚なるが如し假令は出務時限は必ず囚人就役時間前ならざるべからざるは勿論其退

出も亦囚人の罷役後ならざるべからず加之ならず一身二三の繁劇なる業に膺らしむるに至つては其劇忙實に極りなし左れば連休規則等の設けなく一年三百六十五日の内僅々十二日の免役日を除くの外身体精神を慰するの時期とて更にあることなし如斯授業手の職務を舉ぐれば俸給は薄く總ての待遇上に於ても其之を遇するの宜きを得たるものとは信ずべからざるなり依此觀之は監獄授業手程制の惡しきものはあらざるなり、左れば此制の惡しき授業手に堪能なる適任者を得るの難き推して知るべきなり故に監獄授業手の位置を高くし其俸給を厚くし又之を遇するに純然たる監獄官吏たる名に背かざらしめ而して後始めて堪能の士を得、授業手たるの實を舉げしめんことを希望に堪へざるなり

### ●製品販賣手續に就て

監獄作業より製出する諸物品は其受負業に屬するものは受負者自由の意思に依り是れが販路を需むるは素より論を俟たざれども其官司業に屬する作業より製出する總ての物品は監獄自ら主とあり之れが販路を他に需めざるべからず而して其販賣の方法は或は或る特定人に總販賣(一手販賣)を許すあり又は個

々別々の物品に付き監獄の當務者より各需要者の需めに應じ販賣するあり而して當務者が直接製品販賣の事務を扱ふものに至ては其手数の錯雜にして殆んど其繁に耐えざるものあり額少なる一物一品と雖も各需用者の求めに應ぜんとせば取りも直さず監獄に雜品販賣の一店舗を開くものと同じくして需用者に應對し及び代價物品を授受するが爲め尠くも二三人の扱者(手代番頭の如き者)なかるべからず是等扱者に係る費用は決して尠少にあらざるべしと信ず然れども是實に止むを得ざるなり然り此繁雜なる手数にして事實止むを得ずとせんか此扱者たるものは可成公平を保持し専ら購得者に對し至便を與ふるの方法を講ぜざる可らざるは勿論なりとす吾人が從來見聞する所の監獄製作品販賣手續は實に複雑なる手数と時間を要するが如し故に需用者は監獄署出來の物品は只其購得手續の煩且難なるを以て之を厭ひ價は割合に廉なるも之を監獄に求めんより市場に買得するに若かざるなりとす是れ實に製品販路の一大障礙なりとす役囚は一日も空手徒坐せしむべからざるなり其製品の堆積する否やは問ふ所にあらざるなり左れば作業より製出する物品は是非之を他に賣却する



の販路を求めざるへからず而して其販賣手續の煩雜なる爲め自然販路を擁塞する等の嫌ありとせんか製品は漸々堆積山を爲し遂に庫中に腐朽破壊する等の慮なき能はざるなり監獄作業は其目的素より營利專占的に出づるにあらざるは勿論なりと雖も又斯の如く製品に付需要供給の原理を無視すべきものならず右等の點に就ては當局者宜しく省察せざるへからざる緊要事なりとす去逆製品販賣は定日を以てし一週或は十日間に一回若しくは二回とし又其販賣品の各種に付き制限を定め此制限以下の販賣は之を許さざる等の方法を以て右等に要する手数を省略せんと勉むるときは益々其販路を擁塞するの傾向ありて策の得たるものにあらざ故に吾人は直接販賣に要する手数と費用は到底止むを得ざるものと諦め夫々當務者を定置し製品の販路を擴充するの注意を要するは勿論可成其手續を平易簡便にし何時如何なる人の需めありと雖も直に之に販賣授受する方法を講究せられんとを望むや切なり而して最後に目下各府縣に於ける製品販賣手續は區々にして各其取扱を異にせるが如し故に吾人は識者に望む監獄製品販賣上に付如何なる名案がある希くは教示を吝されざらんこと

屬す乍併同雄勝濱の地たる三方皆山にして一面海濱に接し往來稀少人家一百に満たざる僻陬の一寒村なり而して同出役所の創設は遠く其の以前即ち明治十一年の頃にありて宮城集治監設置以前に屬す最初宮城縣監獄の囚徒三四十名を該所に出役せしめ人民に貸與し採石業に従事せしめしに濫觴し爾後同集治監の設置に際し該出役囚と共に全出役所をも該集治監に引繼を受くることとなりしなり、元來此雄勝濱の地たる彼の世間に最も頌揚する所の玄昌石の產地にして石質好良薄剝質を有し石盤材料及硯石等に適し現に石盤の如き其外國の輸入品を防遏したるや從來の經驗歴々として徴證すべき者あり又硯石の如きも目下全國に普及せるもの其十の八九は皆該地產出の玄昌石にあらざるなし其他該石を以て巧妙なる種々の器物を製出し大に世人の好評を得るに至れり而して爾來引續き此業を繼續施行し來り殆んど常に二百名内外の囚徒を該出役所に送り採石業に従事せしめつゝあり明治廿年頃より該石を以て石盤瓦（スレート）を製することゝ爲り在東京のスレート商會と特約を結び盛んに之を製出するとなれり元來スレート

を

# ●宮城集治監雄勝出役所付石工作業に就て

外役は自由刑執行の本旨に背戻せり故に可成監獄作業として之を避くるの方針を採らざるへからずと目下監獄社會に於て頻りに唱道する所にして而して其外役を不可なりとする理由は種々あるへしと雖も要するに外役なるものは兇惡無頼なる囚人の爲めには逃走心を誘起し逃走を媒介するの機會を得せしめ又は苟くも道義心の未だ全く消失せざる廉耻心を有する性質の犯罪者に對しては刑罰以外の名譽刑を課するの嫌あるに由ると云ふか如し、左れば其何れにせよ外役は監獄作業に適合せざることを殆んど今日の定論なるか如し然りと雖も右等の弊害をして全く除却する能はざるも其之を防ぐに充分なる檢束及虞はなき場合に在つては強ち外役を排斥すべきにも及はざるへし頃日宮城集治監雄勝出役所に於ける外役の實況に關し通信を得たれば左に之を掲げて讀者に紹介せんとす

宮城集治監雄勝出役所は宮城縣下桃生郡雄勝濱にあり採石を以て役囚の作業とせる純然たる外役に瓦は耐寒の効あり最多積雪の甚しき北海道其他東北の諸國に最も適當し且普通土製の瓦に比し重量輕く保存又永久に堪ゆると云ふ現に北海道廳の屋根瓦の如き宮城集治監雄勝出役所より製出せしスレート瓦を以て葺きたる者なりと聞く其他當時建築落成せしと云ふ東京府廳の如き其他在京の諸官衙に於ても往々該瓦を用ゐたるあるは該該所の產出にあらざることをなし又以て該スレート瓦の建築用に好評を得たるものなることを證するに足れり（但普通土製の瓦に比し價は稍、不廉なり）而して彼外役に最も嫌忌する逃走を媒介し又は刑罰以外の名譽刑を課するの恐れ如何と云ふに前陳せる如く三方皆山にして何れの道に依るも五里乃至七八里の崎嶇峻険を經るにあらざれば人烟なき僻遠の地にして一方海に接し舟楫の便に依るにあらざれば交通を敢てする能はざるなり左れば偶、囚人か看守者の隙を窺ひ逃走の機會を得るあるも能く其目的を達するもの少なし現に曾て該出役所より囚徒の逃走せし者にして遂に能く目的を遂けしとして兩三日を経て再び同所に自首復歸せし者ありと依是觀之も其兇惡頑冥なる囚徒を外役せしむるも第

一逃走の虞れなきこと推して知るべきなり加之ならず僻遠陋在の地なれば交通甚た稀少にして良民社會との隔絶最も甚たしければ刑罰執行の身たることを他人に曉らるゝの虞れ絶てなし故に廉耻心を有する役囚に在つても名譽上に影響を及ぼす如きことは萬々測知すべからざるなり而して採石業の性質如何と云ふに強壯者に對する懲戒の方法として至極其効の著しきものに屬す何となれば重疊せる巖石を破碎し其粹なるものは之を取り又其無要なる土砂瓦礫は之を除去し運送する等非常の勞働を爲さるゝへからず故に老衰なる囚人の能く堪ゆる所にあらざるは勿論にして現に内務大臣に於ても全所の役囚には手甲及足袋を穿つことを特許せられつゝあるに由て見るも其尋常の役業にあらざることも又以て知るべきなり乍併身体及び健康に關係する如き恐れ萬々之れなきことは予輩の斷して保證する所なり

以上概説せし如く宮城集治監雄勝出役所の採石業は純然たる外役に屬すと雖も其外役に嫌忌する如き慮なきは勿論作業の性質能く刑罰執行の主旨に適し懲戒感化上最も有益なるを信す而して其執る所の業

は前述の如く該地方專占の特有物産を製出するを以て社會を益し併せて役囚を利益すること實に大なりと云ふへし

### 監獄彙報

#### ○正誤

本誌第五卷第七號監獄彙報欄内「囚徒押丁を打つ」と題する藝備日々新聞轉載の記事は廣島縣三次監獄支署中景山碧と稱する押丁在職せざるのみならず囚徒中新所業を働かざる者無之事實無根の旨同者より申込ありたるを以該記事の全文は抹殺に付す

●石川島囚人殺しの詳報 前號に記したる詳報を聞くに石川島監獄者の囚人にて廣島縣安藝國安藝郡江田島字小川百五十六番地伊藤銳次郎(三)と云ふ男は去五月竊盜犯にて入獄し重懲罰一年二ヶ月の刑を受け居り同縣奈川縣橋樹郡字神奈川町硝子職神代澤金次郎事本名高田源次郎(三)と云ふ男は去四月重懲罰一ヶ月の刑に處せられて入獄したるが兩人は常に一所になりて外役し居るうちも度々諍則に衝突せし舉動ありより此頃は處罰室へ入れられ五日間減食を命ぜられし兩人より先に全室に入れられて居たる者あり夫は廣島縣の者にて高野清吉(三)とて去二月重懲罰六ヶ月の刑を受けて入獄せし囚人なるが眼の寄る處へ玉ざや三人は百年も馴染た狗の様に睦み合ふて居たりしに去る八日の午後十二時頃全室内にてキヤツと云ふ聲聞けしを監守が聞きつけ今の聲は何だト尋問するに銳次郎は何氣なき体にてナア二枚をうたんとて御座い升ト言ふ体が怪しけれを監守は直に室内を取調べりけるに處

に向ひ二十五年度の成績に付調査を囑託し其調査すべき事項は監房の組織即ち分房制と雜居制との區別、囚人に對する刑の執行後の結果、感化保護院に移せし留置人の事蹟其他の統計等にて報告日數は來三十日までと限れり (五月廿三日大阪朝日新聞)

●王子監獄の新築費 東京府にては臨時府會を開き王子監獄新築費二萬餘圓支出の議案を提出せんと一昨十五日常置委員會を開きたるに同建築は臨時府會を開く程の急工事なるや否やを確むる爲め實地の調査を爲す事に決し明後十九日を以て常置委員(市郡部)諸氏は山下典敏及び東京府廳員等と共に同地へ赴く由 (八月十七日毎日新聞)

●囚徒の逃走(事成らず) 當新編監獄に苦役中の囚徒二名は昨一日午前九時看守の隙を窺ふて鐵塙を乗り越へ逃走したるも看守の追捕頗る急なりけれと一名は舊宗洞宗學校邊の松原に於て捕へられ他の一名は塙より飛び下る際足を傷けたるよりにて疾走し得ず神宮の櫓下に潜み居りしを捕縛されたなり (八月二日新聞新聞)

●監獄設置後の實況 濱田監獄支署にては本年四月以來署内に監獄醫を設け囚人の病を治療する事となし其以前濱田病院の治療を受ける時に當りては囚人一人に對し藥代四圓餘金なりしが監獄設置以來は一人平均五圓弱の藥代に過ぎずと云ふ右も醫師の給料器械の購入代は勿論此の外なり尚ほ監獄醫設置以來は囚人病氣と云へるを直に診察するを得るにより鳥渡一時胡化すの化病を爲す如きもの大に減少するに至りたりと (八月十八日松江日報)

●監獄の電燈 京都監獄は先程拘留監内に電燈使用試驗中なりしが其の成績の良好なるを以て一昨日より更に既決監内へ電柱數十本を敷設し監房裏裏各工場裏裏等へ夫々電柱の建設に着手中 (八月廿二日平安新聞)

●大法會執行 豫て前號の紙上に配せし如く國難殉死者大法會はいよ

# 教 誨

## ●教誨師に就て

青 山 隠 士

監獄に教誨師のあるは恰も社會に所謂學校なるものありて四民を教育するものと異なるなきなり社會は一方より言ふときは之れ罪惡の製造所なりと云はざる可らず教育するものなくんば遂に社會をして罪惡に傾けしむるに至ること明なり社會の爲めに社會は教育を以て自ら爲さざる可らざるの責務ありとするを以て爲に學校を設置し教員をして教ゆる所あらしむ之れ一己人の子弟の爲めに父兄の責務とする所にあらず一個人は社會の爲に責務を有するものと云はざる可らず監獄に若役する囚徒は果して誰か之を製造するものなるや想て茲に至れば悚然たるものあり徳川氏の制度に於ては其地方警察の組織を考ふれば今に於て頗る町村犯罪人等の上に有する責任に於て見る可きものあり之を以て直に社會の責任と云ふことを得ずと雖ども共に責任を分ちたるは事實なり個人主義に依て罪犯を論する各國に於ては罪犯を以て其一個人の罪犯として以て論するも可なり余を以て

いよ明十七日午後より日本橋區小傳馬町通監獄に於て執行一當路の各責務紳士を始め監獄署よりは非番の看守押丁等正殿にて會場に列一式終りて後發起者山田吉亮氏の録者なる三世後藤五左衛門氏は本年六十有餘の高齡なれそ一生の思ひ出に麻上下を着用意萬端萬囚獄に於て仕來り一装ひをな一模型に向ひて種々なる新かた及び分飾等の古式を來賓の觀覽に供一また囚獄に用ひ一古器物古書類を汎く觀覽せしむるを云ふ

(八月十六日萬朝報)

●石澤典藏 東京事治監獄典獄石澤典藏氏は陸奥丸にて警備一濱中に赴き各集治監獄に訪れた

(八月十四日北のめさま)

●囚徒の坐席 京都府監獄署は近來專ら治獄上注意する處ありて目下實行一つある囚徒坐席の如きは一監に二十人を入れある者は十人二十人の背面となりて試験一たるに犯則者も無く大に靜肅を保ち治獄上大に得る處ありたれを今後之を全監に實行する事となりたり

●看守試験の及第者 昨日京都監獄署押丁中登用試験を経て看守と爲りし者四名

●看守押丁の台宿所 今回新に大宮通舖小路上の町に設く

(八月五日平安新報)

●監獄署員の奮發 本縣監獄署にては時勢に感ずる所あり典獄初め算單の更に至るまで去五日より毎日午後一時頃より炎熱を冒して警備及び柔術の演習を爲し居れり又同署にては南京米の袋を解き囚人をして試に草鞋を作らしめ署員の内西南の役又は戌辰の職に實驗ある者の評品を経て形及経井に紐付等に敬度を加へ目下大に製造中なり其用途は世人已知るなるべし

(八月十日三重新聞)

て之を觀れば罪人は之れ我同胞にして同胞中に於ても最も憐むべき境遇にあるものと云はざる可らず衣食の缺乏彼等をして空しく天日を視ることを得ざらしめ性情の偏屈彼等をして往々刑辟の民たらしむ或は惡人の天性なるを説く者ありと雖も此等は之れ有りとするも可なり之れなしとするも不可なきなり唯同胞をして此悲惨の境遇に陥らしめたるものは決して他にあらず同胞自ら之を陥れたるものとすれば世人少しく願て可なるにあらずや教育の欠乏は彼等をして此悲惨の境界に陥らしめたり而して教育は社會の責務なることを知らは社會は明に罪囚に就て其實を分たさる可らざるなり之と同時に監獄改良も亦盡力せざる可らざるの義務あり亦囚徒を減少する上に就ても力を致さざる可らず某氏曰く在監の囚徒は現役兵よりも多からんと實に然り有用の材を以て之を牢獄に投して空しく國家の用を爲さしむる能はざるは國家の經濟上に於ても國防上に於ても大に關係する所なり身體強壯事に堪ゆるの徒をして少しく廉耻の志あらしめばなんぞ之をして鐵窓の内に呻吟せしむるをせんや同胞は其實務として力を監獄の教誨に用ゐざる可らず之れ人々が社會に對するの責務なり

と云はざる可らず  
目今の教誨に就ては余は大に説なきにあらずと雖ども他日詳説する處あるへし要するに地方監獄等に於て毎年僅少の費用を以て教誨師を聘するもの何處も然り啻に其宗教の如何に依らず教誨師たるものは恐らくは衣食住の一助として教誨師たるに非ざるなきやを疑ふ何を以てか之を云ふ聞く教誨師たらんとするに當て或は報酬の高下を論するものありと是を以て之を知るなり而して其の最も多きに居るは佛教徒なり他の宗教に於ては余は之を知らず苟も佛教徒たるものゝ責務は衆生の濟度にあるや明なり衆生中最も濟度の急務の急なるは今や將に暗憺たる境界に陥落し了はらんとする囚徒にあらずや信者のみを濟度するは釋氏本來の旨趣にあらずるべし然るに衣食住の爲に教誨師たるを望むものゝ如き抑も是を以て之れ佛教徒と云ふを得べきか況んや報酬の高下を論するものあるに於てをや殊に僧侶の品行等之を實際に徴するに頗る言ふに忍びざるものあるを知る教誨師たるものに於ては余は之を知らず然りと雖も自ら正ふする能はずして人を正ふせんとするが如きは猶木に縁て魚を求むるよりも甚しきものあるを視る若し



夫れ自ら願て内に疚しからざるものに至ては初て人をして觀感興起せしむるを得べきなり然らざるものに至ては一監獄に百の教誨師あり一房毎に一教師ありと雖ども彼等の教誨は恰も木偶の木偶に對すると豈擇ばんや囚徒と雖ども有情の人なり有情中の有情なるものなり外物に觸れて之に感觸する頗る早きものなり故に彼等は社會の罪惡の報を蒙しものなり若し有益に彼を導んとせば必ずしも能はざるにあらす然ども教誨師にして不能たらば豈夫れ期することを得んや今日の景勢名僧智識は大伽藍に信者を集て講説するを知る願て教誨師中の僧徒を看るに未だ日本の名僧智識の教誨師の名籍中に在るの多きを知らす之れ果して何の心をやサンスクリットの講説可なり因明學の論義の高きは余輩之を知る大乘の本小乘の末頗る服膺すべきなり然ども名僧智識は信者をのみ感化して他は之を憂へざるか既に信者と云ふ之を感化するの必要なきなり人をして現役の兵士よりも多しと云はしむる囚徒は之を感化するの必要なきかれ社會の責にあらすや僧侶を以て出俗なりと云ふと雖ども囚徒は名僧智識なるものと同胞たるに於ては疑を容れざる可し高僧智識は何故に監獄に無報酬

にて感化の効を擧げざる殊に凡僧をして之か任と爲さしむるに於ては佛教に別に定規の存するものあるや否や刑辟に觸れたるものを正道に導くは僧徒の職務なり而して又同胞の責務ならざる可らず各府縣僅少の費用を以て僧徒をして教誨師たらしむるは社會の責務を盡したるものと云ふを得へしと雖ども爲に智識を招聘する能はざるか如きは少しく憾なしとせず此憾決して府縣の費用の點に於て然るに非らず余は名僧智識は所謂功利の心なきを知る凡僧俗徒に至ては余は之を知らず若し果して高僧智識をして此心あらしめば大伽藍に信者を感化し又は淨財を聚るのみ爲さんや宜しく各監獄に就て一周一二時の間を以て講説を爲して將に陷落し了らんとするの同胞を濟度すへし名僧智識以て如何となす余は佛者信者に非らず又西教信者に非らず然ども目今の教誨師は多く佛教徒なるを以て教誨の効果をもて佛教其宜しきを得たるものと假定し之を名僧智識に望むこと最も切なるものなり監獄改良に就ては余は多少意見の存するものあり他日之を論せん

※ ※ ※ ※ ※

# 廣告

高松地方裁判所豫審判事從七位小川正治君題字  
 神奈川縣典獄從七位小河滋次郎君序文  
 香川縣典獄從七位田中義達君序文  
 香川縣看守部長笠原正進君纂著  
 新舊對照獄務必携

## 大日本監獄管理法便覽 完

附釐頭泰西監獄管理法拔要

(百卅頁余)美本價凡廿錢遞送料は別に申受候  
 本書は現行監獄法を基礎とし之に刑法及刑法附則を  
 参照とし凡ろ紙面を五段に分ち第初段を(西洋)第二  
 を(昔時)第三を(明治初世)第四を(明治中世)第五を  
 (現世)の部とし苟も獄事に關する法令規則は細大洩  
 さす實に獄務家必携の良書なり右御望の諸君は下名  
 へ向け御申越有之度候也

大日本監獄協會内

明治廿七年七月

佐野 尙

### ●教誨叢書第三十二輯目錄

明治廿七年八月分

毎月一回出資一冊金四錢  
 郵税二錢二冊以上同金一錢

○教誨 運 艱難 在米國 留岡 幸助

○宗教 人生の真相 東京三浦泰一郎

○傳記 近江聖人(承前)訓 略 駿堂學人

赤穂義士銘々傳 問十次郎 天福堂主人

○伊勢半藏家訓 五倫 朋友 南海逸士

○日新公教訓歌解

○勸話 北海のイソツブ た、は、生

貧乏神と福の神の話 虎皇を忘れた話 渡邊望岳

老たる寡婦 驕奢 天に於て喜悅あらん 薇峯樵夫

書籍案内

○明治近思錄 修養 瀨川生

○半年の勉強 第一回 天福堂主人

# 會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌  
 ●全署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)  
 ●一府縣内數百名協讀購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全) 上)  
 ●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス  
 ●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ  
 ●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ  
 ●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス  
 ●雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ  
 ●通運便ニ付セラル、并ハ其持込貨ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一割増タルヘシ  
 ●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ  
 ●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ  
 出版主任 磯村 兌 貞

明治廿七年八月三十日發行

發行人兼編輯人

印刷人

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會  
 支 會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會  
 印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社